
金融商品取引法の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正等について

日証協 平 22 . 3 . 17

本協会では、本年 3 月 16 日の自主規制会議において、本協会諸規則の一部改正等を行った。

本改正等は、本年 4 月 1 日付けで「金融商品取引法等の一部を改正する法律」及び関係政府令が施行されることに伴うもの並びに本年 2 月に「第三者割当の取扱いに関するワーキング・グループ」が取りまとめた報告書「第三者割当のあり方等について」において提言された事項を実現するためのものである。

本規則改正等は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

本規則改正等の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

金融商品取引法の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正等について

平成 22 年 3 月 16 日

日本証券業協会

・改正等の趣旨

1．金融商品取引法改正による有価証券の売出し規制の見直しに伴う自主規制規則の一部改正等について

平成 22 年 4 月 1 日付で施行される「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 58 号)により、金融商品取引法(以下「金商法」という。)における「有価証券の売出し」の定義について見直しが行われるとともに、有価証券の性質及び投資者の属性に応じた開示制度が整備され、また、その一環として、「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」(平成 21 年内閣府令第 78 号。以下「整備府令」という。)附則第 4 条において、「改正後の金商法施行日前に行われた『旧金商法第 23 条の 14 第 1 項に規定する海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券』についての経過措置」(以下「経過措置」という。)が規定されることとされた。

今般、当該改正を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」、「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」、「外国証券の取引に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正を行うとともに、「外国証券の取引に関する規則」(以下「外国証券規則」という。)の特例として経過措置の取扱いを定めるため、今般、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」を制定することとする。

2．第三者割当増資等の取扱いに係る「会員における M S C B 等の取扱いに関する規則」等の一部改正について

本協会では、エクイティ委員会の下部組織である「第三者割当の取扱いに関するワーキング・グループ」を平成 21 年 9 月に設置し、M S C B 等以外の第三者割当の形態で行われるファイナンスについて、市場仲介者の観点から取り組むべき課題があるかどうかに関し、8 回に亘って検討を行い、本年 2 月に同ワーキング・グループの検討結果として「第三者割当のあり方等について」と題する報告書を取りまとめたところである。

同報告書では、本協会が定める「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の主旨の明確化を図るとともに、割当先の保有方針等の適切な開示が行われるための施策等を講じるよう提言されたところである。

今般、これらを実現するため「会員における M S C B 等の取扱いに関する規則」を改正し M S C B 等以外の第三者割当の方法により発行される株券や新株予約権付社債券等の買受けについても規制を適用させることとするため、「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」

に変更するとともに、「有価証券の引受け等に関する規則」、「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」及び「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」についても、所要の改正を行うこととする。

・改正等の骨子

1. 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

(1) 金商法等の改正に伴い、本規則の対象となる「売出し」について規定する。

(第1条)

(2) 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の5年以内の直前に行われた第三者割当増資等の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることを確認した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該引受けを行ってはならないこととする。

(第35条)

(3) 本規則で規定から外れることとなる売出しに係る引受けを行う場合において、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる対応を講じる旨規定を行う。

(第36条第1項)

(4) その他所要の整備を図る。

2. 「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

その他所要の整備を図る。

3. 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

(1) 「有価証券の引受け等に関する規則」の改正に伴い、規則の対象とする売出しについて同規則と平仄を合わせた規定を行う。

(第1条)

(2) その他所要の整備を図る。

4. 「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

(1) 規則の目的に会員が第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行う際に遵守すべき事項を定める旨追加することとする。

(第1条)

(2) この規則の対象となる第三者割当増資等の定義を行う。

(第2条)

(3) 会員が行う第三者割当増資等に係る株券等の買受け時の確認事項について規定する。

(第3条)

- (4) 会員が第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行う際に、上場発行者に対し、説明又は要請する事項等について規定する。

(第4条、第5条)

- (5) 会員が第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行う際、当該買受けの直前に行われた第三者割当増資等の割当先の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていたことを確認した場合、当該買受けを行ってはならないものとする。

(第6条)

- (6) 会員が第三者割当増資等に係る株券等(MSCB等を除く。)の買受けを行う際、一旦中止した後の再開に係る取扱いを規定する。

(第7条)

- (7) 会員以外の者が第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行う際の取扱いについて規定する。

(第16条)

- (8) 会員以外の者がMSCB等の買受けを行う際の取扱いについて規定する。

(第17条)

- (9) その他所要の整備を図る。

5. 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

- (1) 第6条第4項に基づく顧客への説明は、平成13年6月の規則改正において「協会員が顧客と初めて取引を行う際に1度行うことで足りる旨」を明確にしているところであるが、今般、その説明方法について外国証券取引口座約款(当該約款と同時に交付される附随資料を含む)又は契約締結前交付書面に説明内容を記載する方法を認める旨を明確にすることとする。

(第6条第4項)

- (2) 既発行の外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の勧誘にあたり、金商法第4条第4項において規定される「外国証券売出し」については、金商法施行令第2条の12の3において対象となる範囲が明確化されていることから、第7条においては外国取引及び「外国証券売出し」以外の国内店頭取引について対象証券を規定することとする。

(第7条)

- (3) これまで、第8条においては、顧客に対し、適正に外国証券内容説明書が交付されていることを確認する意味で、外国証券内容説明書の交付が不必要である場合(勧誘が行われなかった場合)に記録の作成義務等を課していたところである。

しかしながら、今般、金商法第23条の14が廃止されることに伴い、本規則におけ

る外国証券内容説明書の交付に関する規定が廃止されたことから、規定の目的を変更することとし、第 8 条においては「第 7 条において勧誘を認められている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券」以外の外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券を勧誘を行わずに取引を行った場合に記録の作成義務等を課すこととする。

(第 8 条)

- (4) 今般の改正により、金商法第 23 条の 14 が廃止されることに伴い、本規則における関連部分を削除する。

(第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条)

- (5) 改正後の金商法施行令第 1 条の 7 の 3 第 6 号、同第 1 条の 8 の 4 第 4 号及び改正後の証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 13 条第 4 号の規定を踏まえ、協会員から本協会への報告義務等を規定する。

(第 32 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項)

- (6) その他所要の整備を図る。

6. 「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の制定について

(1) 目的

この規則は、少人数向け勧誘対象海外発行証券（整備府令附則第 4 条第 1 項に定める少人数向け勧誘対象海外発行証券をいう。以下同じ。）について、整備府令附則第 4 条に定めるところによる場合の外国証券規則の特例を定め、もって投資者保護に資することを目的とする。

(第 1 条)

(2) 対象証券

この規則の対象証券を規定する。

整備府令附則第 4 条第 1 項の適用を受ける外国証券のうち協会員が顧客に対し勧誘を行うことができるものを「特例私売出し証券」、整備府令附則第 4 条第 2 項の適用を受ける外国証券のうち協会員が顧客に対し勧誘を行うことができるものを「特例外国証券売出し証券」とし、その要件を規定する。

(第 3 条)

(3) 特例私売出し証券を売り付ける場合の取扱い

特例私売出し証券を勧誘する場合の「外国証券内容説明書」の交付及び当該特例私売出し証券を売り付ける場合の「告知書」の交付について規定する。

(第 4 条)

(4) 外国証券内容説明書の取扱い

特例私売出し証券を顧客に勧誘する場合の外国証券内容説明書の交付の取扱いについて規定する。

(第5条)

(5) 外国証券内容説明書等の記載事項

特例私売出し証券を勧誘する場合に交付する外国証券内容説明書及び特例外国証券売出し証券を勧誘する場合に提供又は公表する情報(金商法第27条の32の2第1項に規定する情報をいう。)の記載事項について規定する。

(第6条)

7. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

(1) 「外国証券の取引に関する規則」の改正内容を踏まえ、金融商品仲介業者に関連する事項について、併せて改正することとする。

(第10条)

(2) 「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の内容を踏まえ、金融商品仲介業者に関連する事項について、併せて改正することとする。

(第10条の2)

(3) その他所要の整備を図る。

8. 「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の一部改正について

(1) 払込金額の算定根拠の記載内容として、発行会社は指針を参照する場合で取締役会決議の直前日の価額を勘案しないときはその理由及び採用した算定期間について当該算定期間を採用した理由を説明する責任があることについて規定する。

(指針2.)

(2) その他所要の整備を図る。

9. その他

その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の整備を図る。

(1) 「店頭有価証券に関する規則」 (第4条第2項及び第3項、第6条第1項及び第2項、第7条第4項、第8条第1項)

(2) 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」 (第19条第1項、第21条第2項、第42条第2項)

(3) 「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」 (第4条第1項)

(4) 「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」 (第6条第3項第1号イ)

(5) 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」 (第4条第3項第1号イ)

- (6)「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」 (第3条第3項第1号イ)
- (7)「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」 (第5条第3項第1号イ)
- (8)「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」 (第5条第1項、第8条)
- (9)「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」 (第9条第1項第2号ロ、第4項)
- (10)「有価証券関連業経理の統一に関する規則」
(流動資産[募集等払込金]、流動負債[預り金]、営業収益[受入手数料]、2)
- (11)「協会の従業員に関する規則」 (第7条第3項第1号、第26号)
- (12)「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」 (第5条第1項第1号)
- (13)「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」 (別紙)

・施行の時期

1．上記 1 について

- (1) この改正は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以後に開始する引受審査から適用する。
- (2) この改正の改正後の第1条、第32条、第34条第4項及び第36条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。
- (3) 改正後の第35条に規定する「直前に行われた第三者割当増資等」は、募集にあつては、平成20年4月1日以後に取締役会決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)又は株主総会の特別決議が行われた第三者割当増資等を、売出しにあつては、平成20年4月1日以後に当該売出しに係る株券等の上場発行者が当該株券等を上場する取引所金融商品市場の定める規則に従い当該売出しについて開示を行った第三者割当増資等をいう。

2．上記 4 について

- (1) この改正は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、募集にあつては、施行日以後に取締役会決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)又は株主総会の特別決議が行われる第三者割当増資等から、売出しにあつては、施行日以後に当該売出しに係る株券等の上場発行者が当該株券等を上場する取引所金融商品市場の定める規則に従い当該売出しについて開示を行う第三者割当増資等から、適用する。
- (2) 改正後の第6条に規定する「直前に行われた第三者割当増資等」は、募集にあつては、平成20年4月1日以後に取締役会決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)又は株主総会の特別決議が行われた第三者割当増資等を、売出しにあつては、平成20年4月1日以後に当該売出しに係る株券等の上場発行者が当該株券等を上場する取引所金融商品市場の定める規則に従い当該売出しについて開示を行った第三者割当増資等をいう。

3．上記 ．3について

- (1) この改正は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後募集又は売出しに係る取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行う発行会社の株券等の配分から適用する。
- (2) この改正の改正後の第 1 条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。

4．上記 ．2、5～7及び9について

この改正等は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

< ．1～4、8及び9(1)～(3)について >

日本証券業協会 自主規制 1 部 （TEL 03-3667-8647）

< ．5、6及び9(4)～(7)について >

日本証券業協会 自主規制 2 部 （TEL 03-3667-8456）

< ．7及び9(8)～(13)について >

日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-3667-8470）

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下線部分変更)

新	旧
(目 的) 第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出し(目論見書を作成するものに限る。第 32 条、第 33 条及び第 36 条第 1 項を除き、以下同じ。)の引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 (引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備) 第 6 条 引受会員は、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。 1 引受審査を行うに際して審査すべき項目(以下「引受審査項目」という。)及び当該項目を適切に審査するために必要な事項 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 2 (現行どおり) 4 (社債券の引受審査項目) 第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1 財政状態及びキャッシュ・フロー 2 (現行どおり) 4 2 他の引受会員は、社債券の発行登録(金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。)による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 12 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。 1 各社債券の金額が 1 億円以上であること。 2 社債券の総額を各社債券の金額の最低額	(目 的) 第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 (引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備) 第 6 条 引受会員は、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。 1 引受審査を行うに際して審査すべき項目(以下、「引受審査項目」という。)及び当該項目を適切に審査するために必要な事項 2 (省 略) 3 (省 略) 2 (省 略) 4 (社債券の引受審査項目) 第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1 財政状態及びキャッシュフロー 2 (省 略) 4 2 他の引受会員は、社債券の発行登録(金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。)による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 12 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。 1 各社債の金額が 1 億円以上であること。 2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除

新	旧
で除して得た数が 50 を下回ること。 3 (現行どおり)	して得た数が 50 を下回ること。 3 (省 略)
(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い) 第 32 条 引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等(以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。)の募集、私募又は売出しが行われる場合(グリーンシュエーションに係るものであるときを除く。)当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、当該同一の銘柄の株券等の割当先を前条第 3 項各号又は第 4 項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。 2 前項の場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集及び私募に係るものを含むものとする。	(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い) 第 32 条 引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等(以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。)の募集、私募、<u>売出し又は売出しに該当しない自己株式の処分</u>が行われる場合(グリーンシュエーションに係るものであるときを除く。)当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、当該同一の銘柄の株券等の割当先を前条第 3 項各号又は第 4 項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。 2 前項の場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集、<u>私募及び自己株式の処分</u>に係るものを含むものとする。
(引受けの中止時等の取扱い) 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員(金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。)が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等(第 2 条第 1 号に規定する株券等のうち、不動産投資信託証券を除く。以下この条において同じ。)の取引(金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。)を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日(公表がなされるものに限る。)までの期間が 6 か月(売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。)を経過した後でなければ、当該上場	(引受けの中止時等の取扱い) 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員(金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。)が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等(第 2 条第 1 号に規定する株券等のうち、不動産投資信託証券を除く。以下この条において同じ。)の取引(金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。)を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。 2 (省 略) 3 (省 略) 4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日(公表がなされるものに限る。)までの期間が 6 か月(<u>自己株式の処分による売出し以外の</u>売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。)

新	旧
発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。 (引受けの条件) 第 35 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前 5 年以内の直前に行われた第三者割当増資等（第三者割当増資等の取扱いに関する規則第 2 条第 1 項に規定する第三者割当増資等をいう。）に係る株券等の割当先の当該株券等に係るその後の投資行動を確認することとし、保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることを確認した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該引受けを行ってはならないものとする。 (この規則によらない引受け等) 第 36 条 引受会員は、この規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合には、この規則の趣旨を尊重し、必要と認められる措置を講じるものとする。 2 引受会員は、引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。 (海外発行についての準用) 第 37 条 我が国の上場発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合には、代表引受会員又は国内において共同して募集又は売出しの斡旋を行う会員のうち主たる会員は、当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請するものとする。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)	を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。 (新 設) (この規則によらない引受け) 第 35 条 引受会員は、当該引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。 (新 設) (海外発行についての準用) 第 36 条 我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合には、代表引受会員又は国内において共同して募集又は売出しの斡旋を行う会員のうち主たる会員は、当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請するものとする。 2 (省 略) 3 (省 略)

新	旧
付 則 1 . この改正は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に開始する引受審査から適用する。 2 . この改正の改正後の第 1 条、第 32 条、第 34 条第 4 項及び第 36 条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。 3 . 改正後の第35条に規定する「直前に行われた第三者割当増資等」は、募集にあつては、平成20年 4 月 1 日以後に取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）又は株主総会の特別決議が行われた第三者割当増資等を、売出しにあつては、平成20年 4 月 1 日以後に当該売出しに係る株券等の上場発行者が当該株券等を上場する取引所金融商品市場の定める規則に従い当該売出しについて開示を行った第三者割当増資等をいう。	

「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下線部分変更)

新	旧
(引受審査に係る個別資料) 第 7 条 規則第 12 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする 1 (現行どおり) 2 予想貸借対照表及び予想キャッシュ・フロー表 3 4 (現行どおり) 8 (社債券の引受審査項目の細目) 第 11 条 規則第 18 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 財政状態及びキャッシュ・フロー イ 財政状態の健全性及びキャッシュ・フローの見通し ロ 財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの変動理由分析 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (海外発行についての準用) 第 17 条 規則第 37 条第 3 項の規定に基づき、我が国の上場発行者の外国における株券等の募集へ規則第 23 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 20 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	(引受審査に係る個別資料) 第 7 条 規則第 12 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする 1 (省 略) 2 予想貸借対照表及び予想キャッシュフロー表 3 4 (省 略) 8 (社債券の引受審査項目の細目) 第 11 条 規則第 18 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 財政状態及びキャッシュフロー イ 財政状態の健全性及びキャッシュフローの見通し ロ 財政状態及び経営成績並びにキャッシュフローの変動理由分析 2 (省 略) 3 (省 略) (海外発行についての準用) 第 17 条 規則第 36 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 23 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 20 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(目 的) 第 1 条 この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集若しくは売出し（<u>目論見書又は「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書を作成するものに限る。以下同じ。</u>）の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。 (新規公開の際の一部抽選) 第 3 条 協会員は、新規公開（外国株信託受益証券においては、<u>金融商品取引法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する受託有価証券となる外国株券を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に上場していない発行者が発行する場合に限る。以下同じ。</u>）に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の 10% 以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。 1 , (現行どおり) 6 付 則 1 . この改正は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後募集又は売出しに係る取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行う発行会社の株券等の配分から適用する。 2 . この改正の改正後の第 1 条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しに	(目 的) 第 1 条 この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。 (新規公開の際の一部抽選) 第 3 条 協会員は、新規公開（外国株信託受益証券においては、<u>金商法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する受託有価証券となる外国株券を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に上場していない発行者が発行する場合に限る。以下同じ。</u>）に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の 10% 以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。 1 , (省 略) 6

新	旧
ついて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。	

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日

(下線部分変更)

新	旧
第三者割当増資等の取扱いに関する規則 第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、会員が<u>第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに際し遵守すべき事項を定めるとともに、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</u> (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 第三者割当増資等 <u>上場発行者が第三者割当(企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する方法をいう。以下同じ。)</u> <u>により行う株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「株券等」という。)</u> <u>に係る募集又は売出しをいう。</u> 2 MSCB等 <u>上場発行者が行う第三者割当増資等により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権(以下「新株予約権等」という。)</u>の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額(以下「行使価額」という。)<u>が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所金融商品市場における価格(取引所金融商品市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含む。以下同じ。)</u>を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。 イ (現行どおり)	会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則 (新 設) (目 的) 第 1 条 この規則は、会員が<u>行うMSCB等の買受け時の確認、観察期間における空売り及び市場売却並びに新株予約権等の行使制限等に関し必要な事項を定めることにより、MSCB等の買受け、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</u> (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (新 設) 1 MSCB等 <u>上場有価証券の発行会社</u>が<u>第三者割当による募集により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権(以下「新株予約権等」という。)</u>の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額(以下「行使価額」という。)<u>が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所金融商品市場における価格(取引所金融商品市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含む。以下同じ。)</u>を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。 イ (省 略) ロ (省 略)

新	旧
口 (現行どおり) ハ (現行どおり) 二 取得請求権付株券(取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の<u>上場発行者</u>が発行する上場株券であるものをいう。) 3 買 受 け 第三者割当増資等に際して、当該第三者割当増資等に係る株券等を第三者に取得させることを目的とせず、その全部又は一部を取得することをいう。 4 (現行どおり) 5 観 察 期 間 新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所金融商品市場における対象株券又は対象株券と同一の銘柄の株券(以下「対象株券等」という。)の価格を参照する期間(上場発行者がMSCB等の発行に係る重要事実の公表を行った以降に限る。)をいう。 6 (現行どおり) 7 上場発行者 国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の発行者をいう。	ハ (省 略) 二 取得請求権付株券(取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の<u>発行会社</u>が発行する上場株券であるものをいう。) 2 買 受 け MSCB等の発行に際して、当該MSCB等を第三者に取得させることを目的とせず、その全部又は一部を取得することをいう。 3 (省 略) 4 観 察 期 間 新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所金融商品市場における対象株券及び対象株券と同一の銘柄の株券(以下「対象株券等」という。)の価格を参照する期間(発行会社がMSCB等の発行に係る重要事実の公表を行った以降に限る。)をいう。 5 (省 略) (新 設)
第 2 章 上場発行者に対する確認及び要請等 (削 る) (買受け時の確認事項) 第 3 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券等(当該第三者割当増資等に当たって株主総会の特別決議を行っていないものに限る。第10条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条第1項を除き、以下同じ。)の買受けを行うに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項について確認し、総合的な判断及び責任のもとに当該買受けを行わなければならない。 1 財政状態及び経営成績	(新 設) (発行会社に対する説明) 第 3 条 会員は、発行会社に対してMSCB等の発行を提案する場合には、当該発行会社がMSCB等の商品性並びに発行に伴うメリット及びデメリットについて十分に理解し、既存株主に与える影響等を十分に考慮したうえでMSCB等の発行を選択するよう、当該発行会社に対して十分な商品説明を行うものとする。 (MSCB等の買受け時の確認事項) 第 4 条 会員は、MSCB等(その発行に当たって株主総会の特別決議を行っていないものに限る。第6条から第8条まで、第10条第1項、第11条及び第12条を除き、以下同じ。)の買受けを行うに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項について確認し、総合的な判断及び責任のもとに当該買受けを行わなければならない。 1 財政状態及び経営成績

新	旧
(削る) (削る) (削る) (削る) 2 調達する資金の用途 (削る) (削る) 3 株価等の動向 (削る) (削る) 4 市場及び既存株主への影響 (削る) (削る) 5 企業内容等の適切な開示 (削る) 6 その他会員が必要と認める事項 (上場発行者に対する説明) 第 4 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けと同時に当該株券等を原資産とする有価証券を組成(これに類する行為を含む。以下この条において同じ。)する場合には、当該有価証券を組成する旨を当該上場発行者に対して説明しなければならない。 2 会員は、前項の有価証券の組成又はデリバティブ取引(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)その他の取引の条件に基づいて条件が決定される第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行う場合には、当該内容を当該上場発行者に対して説明しなければならない。 (上場発行者に対する要請) 第 5 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対し、本協会が別に定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に基づき払込金額を決定するよう要請しなければならない。 2 会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対して、次の各号に掲げる事項について、適切な開示を行うよう要請するものとする。 1 調達する資金の用途	イ 財政状態の十分性及び資金繰り状況 ロ 業績の推移及び業績予想 ハ 財政状態及び経営成績の変動理由分析 ニ 公表された業績予想及び進捗状況 2 調達する資金の用途 イ 調達する資金の用途の合理性 ロ 過去に調達した資金の充当状況 3 株価等の動向 イ 株価の推移 ロ 売買高の推移 4 市場及び既存株主への影響 イ 新株予約権等の行使価額(行使価額の修正条項を含む。)、行使期間その他の条件の合理性 ロ 対象株券等の流動性及び時価総額を踏まえた当該 M S C B 等の発行数量及び当該発行に伴う希薄化の合理性 5 企業内容等の適切な開示 直近事業年度末以降の状況の適切な開示 6 その他会員が必要と認める事項 (新設) (新設) (新設) (適切な開示の要請) (新設) 第 5 条 会員は、M S C B 等の買受けを行うに当たっては、発行会社に対し、次の各号に掲げる事項について、適切な開示を行うよう要請するものとする。 1 調達する資金の用途

新	旧
2 当該第三者割当増資等を選択する理由 3 当該第三者割当増資等の割当先の選定理由 4 当該第三者割当増資等の条件の合理性 5 当該上場発行者の役員、主要株主等会社関係者における株券等貸借取引の予定 6 当該第三者割当増資等の実施後の新株予約権等の行使状況 7 その他会員が必要と認める事項	2 当該MSCB等を発行する理由 3 当該MSCB等の割当先の選定理由 4 当該MSCB等の発行条件の合理性 5 当該発行会社の役員、主要株主等会社関係者における株券等貸借取引の予定 6 当該MSCB等の発行後の新株予約権等の行使状況 7 その他会員が必要と認める事項
(買受けの条件) 第 6 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たって、直前に行われた第三者割当増資等に係る株券等（当該買受けが行われた日から5年以内に行われたものに限る。）の割当先の当該株券等に係るその後の投資行動を確認することとし、当該直前に行われた第三者割当増資等に際しての保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることが判明した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該買受けを行ってはならないものとする。	(新 設)
(買受けの中止時等の取扱い) 第 7 条 会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、未公表である株券等の募集を行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。）を行ったことを確認した場合には、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。 2 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、株券等の募集の準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該株券等の募集を行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。 3 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた買受人の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該第三者割当増資等に係	(新 設)

新	旧
<u>る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の第三者割当増資等を行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。</u> 4 <u>会員は、第1項の規定により買受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月を経過した後でなければ、当該上場発行者の第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。</u>	
第3章 MSCB等の取扱い	(新 設)
(上場発行者に対する説明)	(新 設)
第8条 <u>会員は、上場発行者に対してMSCB等の発行を提案する場合には、当該上場発行者がMSCB等の商品性並びに発行に伴うメリット及びデメリットについて十分に理解し、既存株主に与える影響等を十分に考慮したうえでMSCB等の発行を選択するよう、当該上場発行者に対して十分な商品説明を行うものとする。</u>	
(MSCB等の買受け時の確認事項)	(新 設)
第9条 <u>会員は、MSCB等の買受けを行う場合における第3条の確認は、同条各号に掲げる事項につき、それぞれ、少なくとも、次の各号に掲げる内容について行わなければならない。</u> 1 財政状態及び経営成績 <u>イ 財政状態の十分性及び資金繰り状況</u> <u>ロ 業績の推移及び業績予想</u> <u>ハ 財政状態及び経営成績の変動理由分析</u> <u>ニ 公表された業績予想及び進捗状況</u> 2 調達する資金の用途 <u>イ 調達する資金の用途の合理性</u> <u>ロ 過去に調達した資金の充当状況</u> 3 株価等の動向 <u>イ 株価の推移</u> <u>ロ 売買高の推移</u> 4 市場及び既存株主への影響 <u>イ 新株予約権等の行使価額（行使価額の</u>	

新	旧
修正条項を含む。) 行使期間その他の条件の合理性 □ 対象株券等の流動性及び時価総額を踏まえた当該MSCB等の発行数量及び当該発行に伴う希薄化の合理性 5 企業内容等の適切な開示 直近事業年度末以降の状況の適切な開示	
(観察期間における空売り価格) 第10条 MSCB等を保有している会員は、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の4第4項及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条第5号に定めるところにより、自己の計算において、当該MSCB等の買付けの残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、新株予約権等を行行使することにより取得することとなる対象株券の数量の範囲内で対象株券等の空売りを行おうとする場合であっても、当該MSCB等の観察期間中に、当該空売りに係る株券につき直近公表価格(金商法施行令第26条の4第1項に規定する直近公表価格をいう。以下同じ。)以下の価格において当該空売りを行ってはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格(金商法施行令第26条の4第1項に規定する直近公表価格と異なる価格をいう。)を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。	(観察期間における空売り価格) 第6条 MSCB等を保有している会員は、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の4第4項及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条第5号の規定に定めるところにより、自己の計算において、当該MSCB等の買付けの残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、新株予約権等を行行使することにより取得することとなる対象株券の数量の範囲内で対象株券等の空売りを行おうとする場合であっても、当該MSCB等の観察期間中に、当該空売りに係る株券につき直近公表価格(金商法施行令第26条の4第1項に規定する直近公表価格をいう。以下同じ。)以下の価格において当該空売りを行ってはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格(金商法施行令第26条の4第1項に規定する直近公表価格と異なる価格をいう。)を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。
(観察期間における市場売却) 第11条 MSCB等を保有している(保有することを決定している場合を含む。以下この条及び第15条において同じ。)会員は、当該MSCB等の行使価額が、取引所金融商品市場の売買立会における終値(最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格をいう。以下同じ。)を参照するものである場合には、当該MSCB等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の取引所金融商品市場における売買立会の終了すべき時刻の15分前から当該終了すべき時刻までの間(以下「終了前15分間」という。)において、対象株券等の市場売却に係る発注(終了前15分間の前に発注した売り注文の	(観察期間における市場売却) 第7条 MSCB等を保有している(保有することを決定している場合を含む。以下この条及び第12条において同じ。)会員は、当該MSCB等の行使価額が、取引所金融商品市場の売買立会における終値(最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格をいう。以下同じ。)を参照するものである場合には、当該MSCB等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の取引所金融商品市場における売買立会の終了すべき時刻の15分前から当該終了すべき時刻までの間(以下「終了前15分間」という。)において、対象株券等の市場売却に係る発注(終了前15分間の前に発注した売り注文の

新	旧
変更及び引条件付注文を含む。)を行ってはない。	変更及び引条件付注文を含む。)を行ってはない。
2 1 4	2 1 4
(現行どおり)	(省 略)
(観察期間における規制の適用除外)	(観察期間における規制の適用除外)
第 12 条 前 2 条の規定は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には適用しない。	第 8 条 前 2 条の規定は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には適用しない。
1 (現行どおり) 2 <u>第10条</u>に規定する空売り又は前条に規定する市場売却を行おうとするときの取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の価格が、発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当該対象株券等の終値以上又は行使価額の修正が行われ得る下限の価額未満である場合	1 (省 略) 2 <u>第 6 条</u>に規定する空売り又は前条に規定する市場売却を行おうとするときの取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の価格が、発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当該対象株券等の終値以上又は行使価額の修正が行われ得る下限の価額未満である場合
(新株予約権等の行使制限)	(新株予約権等の行使制限)
第 13 条 会員は、M S C B 等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に<u>上場発行者</u>と締結する契約(以下「買取契約」という。)において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数(以下「行使数量」という。)が当該M S C B 等の発行の払込日時点における上場株式数(金融商品取引所が当該払込日時点に公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第 5 項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。	第 9 条 会員は、M S C B 等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に<u>発行会社</u>と締結する契約(以下「買取契約」という。)において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数(以下「行使数量」という。)が当該M S C B 等の発行の払込日時点における上場株式数(金融商品取引所が当該払込日時点に公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第 5 項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。
2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には適用しない。	2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には適用しない。
1 (現行どおり) 2 <u>上場発行者</u>と当該M S C B 等の買受けを行う会員との間で対象株券について取得後 6 か月以上の保有が約され、その旨が公表されること。 3 (現行どおり) 4 (現行どおり)	1 (省 略) 2 <u>発行会社</u>と当該M S C B 等の買受けを行う会員との間で対象株券について取得後 6 か月以上の保有が約され、その旨が公表されること。 3 (省 略) 4 (省 略)
3 第 1 項に規定する行使数量について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより計算するものとする。	3 第 1 項に規定する行使数量について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより計算するものとする。
1 (現行どおり)	1 (省 略)

新	旧
2 当該M S C B等以外に当該上場発行者が発行する別のM S C B等で新株予約権等を行行使することができる期間（以下「行使可能期間」という。）が重複するもの（以下「別回号M S C B等」という。）がある場合 当該M S C B等と当該別回号M S C B等の新株予約権等の行使数量を合算する。 4 第1項に規定する上場株式数について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。 1 （ 現行どおり ） 2 当該上場発行者が当該M S C B等を発行する際に別回号M S C B等がある場合 当該別回号M S C B等に係る第1項及び前号の規定に基づく上場株式数とする。 5 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。 1 上場発行者は、M S C B等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。 2 M S C B等の買受けを行う会員は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の行使に当たっては、あらかじめ、上場発行者に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。 3 M S C B等の買受けを行う会員は、当該M S C B等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上場発行者との間で前各号の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも同様の内容を約させること。 4 上場発行者は、前号の転売先となる者との間で、第1号及び第2号の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも同様の内容を約すること。 6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。 1 （ 現行どおり ） 2 上場発行者に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間 3 （ 現行どおり ） 4 （ 現行どおり ） 5 （ 現行どおり ） 7 （ 現行どおり ）	2 当該M S C B等以外に当該発行会社が発行する別のM S C B等で新株予約権等を行行使することができる期間（以下「行使可能期間」という。）が重複するもの（以下「別回号M S C B等」という。）がある場合 当該M S C B等と当該別回号M S C B等の新株予約権等の行使数量を合算する。 4 第1項に規定する上場株式数について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。 1 （ 省 略 ） 2 当該発行会社が当該M S C B等を発行する際に別回号M S C B等がある場合 当該別回号M S C B等に係る第1項及び前号の規定に基づく上場株式数とする。 5 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。 1 発行会社は、M S C B等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。 2 M S C B等の買受けを行う会員は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の行使に当たっては、あらかじめ、発行会社に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。 3 M S C B等の買受けを行う会員は、当該M S C B等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、発行会社との間で前各号の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも同様の内容を約させること。 4 発行会社は、前号の転売先となる者との間で、第1号及び第2号の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも同様の内容を約すること。 6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。 1 （ 省 略 ） 2 発行会社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間 3 （ 省 略 ） 4 （ 省 略 ） 5 （ 省 略 ） 7 （ 省 略 ）

新	旧
(削 除) (適切な空売りの受託) 第 14 条 会員は、当該会員の関係会社が M S C B 等を保有していることを知りながら、当該関係会社による第10条に反する空売りを受託してはならない。 (社内体制の整備) 第 15 条 M S C B 等の買受けを行う会員は、M S C B 等の買受けを推進する業務からの影響を受けずに第 9 条に掲げる事項の確認を行うために、必要な社内体制を整備しなければならない。 2 M S C B 等を保有している会員は、第10条及び第11条の規定の遵守状況についてのモニタリングを実施するものとする。 3 (現行どおり) 第 4 章 雑 則 (会員以外の者が第三者割当増資等に係る株券等を買う場合の対応) 第 16 条 会員は、上場発行者による第三者割当増資等 (M S C B 等に係るものを除く。以下この条において同じ。) に係る株券等の当該会員の関係会社 (当該会員の親会社 (金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第 6	(会員以外の者が M S C B 等を買う場合の対応) 第 10 条 会員は、当該会員の関係会社 (当該会員の親会社 (金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第 6 項第 1 号に規定する親会社をいう。) 子会社 (同項第 2 号に規定する子会社をいう。) 及び親会社の子会社 (同項第 4 号に規定する親会社の子会社をいう。) をいう。以下同じ。) による M S C B 等の買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第 3 条から前条までに定めるところによるよう要請するものとする。なお、第 4 条に掲げる事項については、必要に応じて当該会員が代行して適切な確認を行うものとする。 2 会員は、会員以外の者 (当該会員の関係会社を除く。) による M S C B 等の買受けを斡旋する場合には、当該 M S C B 等の発行会社に対し、第 3 条から第 5 条及び第 9 条に掲げる事項について、規則の趣旨を尊重するよう要請するものとする。 (適切な空売りの受託) 第 11 条 会員は、当該会員の関係会社が M S C B 等を保有していることを知りながら、当該関係会社による第 6 条に反する空売りを受託してはならない。 (社内体制の整備) 第 12 条 M S C B 等の買受けを行う会員は、M S C B 等の買受けを推進する業務からの影響を受けずに第 4 条に掲げる事項の確認を行うために、必要な社内体制を整備しなければならない。 2 M S C B 等を保有している会員は、第 6 条及び第 7 条の規定の遵守状況についてのモニタリングを実施するものとする。 3 (省 略) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>項第1号に規定する親会社をいう。）、子会社（同項第2号に規定する子会社をいう。）及び親会社の子会社（同項第4号に規定する親会社の子会社をいう。）をいう。以下同じ。）による買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第3条から第7条までに定めるところによるよう要請するものとする。なお、第3条、第7条第2項及び第3項に掲げる事項については、必要に応じて当該会員が代行して適切な確認を行うものとする。</u> 2 <u>会員は、上場発行者による第三者割当増資等（M & A（「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第20条第2項に規定するM & Aをいう。第4項において同じ。）に際して行われるものを除く。次項において同じ。）に係る株券等の会員以外の者（当該会員の関係会社を除く。次項及び次条において同じ。）による買受けの斡旋を上場発行者に対して行う場合には、当該上場発行者に対し、第3条、第5条から第7条までの規定の趣旨を尊重するよう要請するものとする。</u> 3 <u>会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の会員以外の者による買受けの斡旋を当該会員以外の者に対して行う場合には、当該会員以外の者に対し、第3条から第6条まで並びに第7条第1項及び第4項の規定の趣旨を尊重するよう要請するものとする。</u> 4 <u>会員は、M & Aに際して上場発行者による第三者割当増資等が行われる場合であって、当該上場発行者に対して当該M & Aに係る助言を行うときには、当該上場発行者に対し、第5条の要請を行うものとする。</u> （会員以外の者がM S C B等を買受ける場合の対応） 第17条 <u>会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係るM S C B等の当該会員の関係会社による買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第3条から第13条まで（第5条第1項を除く。）に定めるところによるよう要請するものとする。なお、第9条に掲げる事項については、必要に応じて当該会員が代行して適切な確認を行うものとする。</u>	(新 設)

新	旧
2 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係るMSCB等の会員以外の者による買受けの斡旋を当該上場発行者に対して行う場合は、当該上場発行者に対し、第3条から第9条まで（第5条第1項を除く。）及び第13条の規定の趣旨を尊重するよう要請するものとする。 3 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係るMSCB等の会員以外の者による買受けの斡旋を当該会員以外の者に対して行う場合は、当該会員以外の者に対し、第3条、第4条、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第4項、第8条、第9条並びに第13条の規定の趣旨を尊重するよう要請するものとする。 （みなしMSCB等への適用） 第18条 会員が第三者割当増資等に係る株券等（MSCB等を除く。この条において同じ。）の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該第三者割当増資等を行う上場発行者が発行する有価証券に係る金商法第2条第20号に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該株券等と密接不可分の関係であって、かつ、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第2条第2号柱書と同等の効果を有する場合には、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。 2 会員は、前項の規定に該当することとなった場合には、第5条第2項各号に掲げる事項に加え、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引の内容について、開示の要請を行うこととする。 （この規則の適用除外） 第19条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等に基づく決定に従い発行される株券等であって、本協会が適当と認める場合には、この規則を適用しない。 2 引受規則第32条に規定する場合に該当する第三者割当増資等に係る株券等（MSCB等を除く。）については、この規則を適用しない。	（MSCB等以外への適用） 第13条 会員が上場有価証券の発行会社が発行する第2条第1号イからニに掲げる有価証券（以下「CB等」という。）の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第2条第1号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。 2 会員は、前項の規定によりこの規則の適用を行った場合には、第5条各号に掲げる事項に加え、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引の内容について、開示の要請を行うこととする。 （この規則の適用除外） 第14条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等に基づく決定に従い発行される第2条第1号に該当する有価証券については、本協会が適当と認める場合には、この規則を適用しない。 （ 新 設 ）

新	旧
付 則	
1 この改正は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、募集にあつては、施行日以後に取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）又は株主総会の特別決議が行われる第三者割当増資等から、売出しにあつては、施行日以後に当該売出しに係る株券等の上場発行者が当該株券等を上場する取引所金融商品市場の定める規則に従い当該売出しについて開示を行う第三者割当増資等から、適用する。 2 改正後の第6条に規定する「直前に行われた第三者割当増資等」は、募集にあつては、平成20年4月1日以後に取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）又は株主総会の特別決議が行われた第三者割当増資等を、売出しにあつては、平成20年4月1日以後に当該売出しに係る株券等の上場発行者が当該株券等を上場する取引所金融商品市場の定める規則に従い当該売出しについて開示を行った第三者割当増資等をいう。	

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総則 (定義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 、 (現行どおり) 19 20 国内公募の引受等 協会が行う外国株券等の引受け (募集に際して行うものに限る。) 売出し (<u>金商法第 4 条第 1 項第 4 号に規定するもの (以下「外国証券売出し」という。) を除く。以下、同じ。)</u> 募集若しくは売出しの取扱い、特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。 21 (現行どおり) 22 特定投資家 金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (協会及び同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 <u>第 6 項</u>において準用する場合を含む。) の規定により特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。 2 (現行どおり) (契約の締結) 第 3 条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合 (募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。) には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。 2 ・ (現行どおり) 3 4 第 2 項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。 1 、 (現行どおり) 4	第 1 章 総則 (定義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 、 (省 略) 19 20 国内公募の引受等 協会が行う外国株券等の引受け (募集に際して行うものに限る。) 売出し、募集若しくは売出しの取扱い、特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。 21 (省 略) 22 特定投資家 金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (協会及び同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 <u>第 4 項</u>において準用する場合を含む。) の規定により特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。 2 (省 略) (契約の締結) 第 3 条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合 (募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。) には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。 2 ・ (省 略) 3 4 第 2 項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。 1 、 (省 略) 4

新	旧
5 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が第 16 条又は第 17 条に定める選別基準に適合しなくなった場合においても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じること。 6 ゝ (現行どおり) 14 5 ゝ (現行どおり) 7	5 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が第 21 条又は第 22 条に定める選別基準に適合しなくなった場合においても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じること。 6 ゝ (省 略) 14 5 ゝ (省 略) 7
(資料の提供等) 第 6 条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等 (法令等により顧客への提供、公表義務が付されているものを除く。) を、当該協会員に到達した日から 3 年間 (海外 C D 及び海外 C P については 1 年間) 保管し、当該顧客の閲覧に供しなければならない。 2 協会員は、当該外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資する重要な資料 (前項に規定するもの及び法令等により顧客への提供、公表義務が付されているものを除く。) を顧客の閲覧に供するよう努めなければならない。 3 (現行どおり) 4 協会員は、外国証券 (金商法に基づく開示が行われているものを除く。) の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨を説明しなければならない。 <u>なお、約款 (約款と同時に交付される付随資料を含む。) 又は契約締結前交付書面 (金商法第 37 条の 3 に規定する契約締結前交付書面をいう。) において、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨の記載がなされている場合にはこの限りでない。</u>	(資料の提供等) 第 6 条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を、当該協会員に到達した日から 3 年間 (海外 C D 及び海外 C P については 1 年間) 保管し、当該顧客の閲覧に供しなければならない。 2 協会員は、当該外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資するその他の重要な資料を顧客の閲覧に供するよう努めなければならない。 3 (省 略) 4 協会員は、外国証券 (金商法に基づく開示が行われているものを除く。) の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については金商法に基づく企業内容の開示は行われていない旨を説明しなければならない。
第 2 章 既に発行された外国証券の勧誘等 第 1 節 総 則 (対象証券) 第 7 条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客 (適格機関投資家及び第 5 項に定める事業会社等) を除く。 <u>以下この条及び次条において同</u>	第 2 章 既に発行された外国証券の勧誘等 第 1 節 総 則 (対象証券) 第 7 条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が顧客 (適格機関投資家及び第 12 条第 3 項に定める事業会社等を除く。) に対し勧誘を行うことができるものは、次の各号に掲げる証

新	旧
じ。)に対し<u>外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。ただし、外国証券売出し又は私売出し（金商法第2条第4項第2号口及びハに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する場合及び海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。</u> 1 協会員が第4項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場（以下「適格外国金融商品市場」という。）において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国債券並びにこれらの証券の発行者が発行した外国債券 2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券 3 ・（現行どおり） 4 5 国内の取引所金融商品市場に発行証券を上場している発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券 <u>2 既に発行された外国株券等及び外国新株予約権証券について、協会員が顧客に対し私売出しの勧誘を行うことができるものは、前項第1号に掲げる証券とする。</u> <u>3 既に発行された外国債券について、協会員が顧客に対し私売出しの勧誘を行うことができるものは、第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる証券並びに次のすべての要件を満たしている国又は地域の法令に基づき発行された証券とする。</u> <u>1 外国債券に係る制度について法令が整備されていること。</u> <u>2 外国債券に係る開示について法令等が整備されていること。</u> <u>3 外国債券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。</u> <u>4 外国債券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。</u> <u>4 第1項の適格外国金融商品市場の要件とは、次の各号に掲げる事項をいう。</u>	券とする。ただし、海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。 1 協会員が次項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場（以下「適格外国金融商品市場」という。）において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、適格外国金融商品市場における取引が予定されている<u>外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの並びにこれらの証券の発行者が発行した外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの</u> 2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券<u>で気配相場のあるもの</u> 3 ・（省 略） 4 5 国内の取引所金融商品市場に発行証券を上場している発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券<u>で気配相場のあるもの</u> （新 設） （新 設） 2 前項の適格外国金融商品市場の要件とは、次の各号に掲げる事項をいう。

新	旧
1 、 5 5 第1項の「事業会社等」とは、次の各号に掲げるもの（適格機関投資家に該当するものを除く。）をいう。 1 事業会社（次のいずれかに該当するものに限る。） イ 上場会社又はこれに準ずる会社 ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの 2 次のいずれかに該当するもの イ 国、地方公共団体 ロ 金商法第2条第1項第3号の債券発行団体 ハ 官公庁共済組合 ニ 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人 （勧誘によらず売り付ける場合の取扱い） 第8条 協会員は、顧客に対し前条第1項から第3項に規定する外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券以外の外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の外国取引若しくは国内店頭取引（外国証券売出しを除く。）について勧誘を行わずに売付け（委託による場合を含む。）又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。 1 、 4 （削る） （削る） 5 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合 （削る） （削る）	1 、 5 （省略） （新設） （勧誘によらず売り付ける場合の取扱い） 第8条 協会員は、顧客に対し既に発行された外国証券について勧誘を行わずに売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。 1 、 4 5 顧客の買付けに係る外国証券が、金商法による開示が行われている場合 6 協会員における売付けの総額が1億円未満の場合 7 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合 第2節 外国で既に発行された外国証券の少人数向け勧誘 （外国証券の少人数向け勧誘により売り付ける場合の取扱い） 第10条 協会員は、顧客に対し、第12条第1

新	旧
(削る)	項各号に掲げる外国証券（金商法施行令第3条の3第1項に規定するものを除く。）につき、売出しに該当しない勧誘（以下「外国証券の少人数向け勧誘」という。）を行い、当該協会員又は委託協会員（当該協会員に当該勧誘を委託する協会員をいう。以下同じ。）が売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き一括して他の一の者に譲渡する場合以外にその譲渡を行わないことを約する旨の条件（以下「転売制限」という。）が付されていることを明らかにした書面（以下「転売制限等告知書」という。）を交付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、協会員は、転売制限等告知書を交付することを要しない。 1 外国証券の少人数向け勧誘の対象が金商法による開示が行われている外国証券である場合 2 売付けの総額が1億円未満の場合 3 協会員は、顧客が転売制限等告知書の交付を受けて取得した外国証券の一部を当該顧客から買い付ける場合において、当該顧客からの売却に係る証券の全量を遅滞なく非居住者へ売却する旨の指図が行われたときは、転売制限等告知書に付された条件にかかわらず買い付けることができる。この場合において、協会員は、当該外国証券を遅滞なく非居住者へ売却するとともに、当該指図に係る記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。 （例外的取扱い） 第11条 協会員は、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し次条第1項各号に掲げる外国証券の少人数向け勧誘を行う場合において、当該顧客に対し勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（以下「外国証券内容説明書」という。）を交付するとともに、当該協会員又は委託協会員が当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しない。 2 前項に規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、取引に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書

新	旧
(削る)	(取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。)又は第95条第1項第5号に規定する契約締結時交付書面とともに交付することができるものとする。 3 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を適格機関投資家を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該協会員若しくは委託協会員が当該適格機関投資家の買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該適格機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しない。 4 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を他の協会員を相手方として勧誘する場合は、当該他の協会員に対し転売制限等告知書又は外国証券内容説明書を交付することを要しない。 (外国証券内容説明書の取扱い) 第12条 協会員が、外国証券内容説明書を交付することにより勧誘を行うことのできる外国証券は、次に掲げる証券に限るものとする。 1 当該外国証券が外国の取引所金融商品市場に上場されているもの 2 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国の取引所金融商品市場に上場されているもの 3 当該外国証券が、外国において組織された店頭市場における当該証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの 4 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国において組織された店頭市場における当該他の外国証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの 5 第1号から第4号までに掲げる外国証券のほか、当該外国証券の発行された国の法令に基づき、当該外国証券の発行者に関する企業内容等に関する書類に準じた書類が開示されているもの 6 外国国債等 2 協会員が顧客に対し外国証券の少人数向け勧誘を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、次の各号に掲げる外国証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 1 外国株券等及び外国新株予約権証券 外国証券内容説明書を交付する。ただし、

新	旧
	<u>当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。</u> <u>2 外国国債等 次に掲げる区分に定めるところによる。</u> <u>イ O E C D加盟国の外国国債等及びO E C D加盟国において設立されている取引所金融商品市場に上場されている外国国債等 外国証券内容説明書を交付することを要しない。</u> <u>ロ O E C D加盟国において設立されている取引所金融商品市場に上場されている外国国債等の発行者が発行する外国国債等（イに該当するものを除く。） 外国証券内容説明書を交付することを要しない。この場合、信用ある格付機関による当該証券に係る格付情報の提供を行わなければならない。</u> <u>ハ イ及びロ以外の外国国債等 当該顧客から交付請求があった場合には、外国証券内容説明書を交付しなければならない。ただし、外国証券内容説明書の交付を省略するときは、信用ある格付機関による当該証券に係る格付情報の提供を行わなければならない。</u> <u>3 国際機関債 我が国が加盟している国際機関の発行する債券については、外国証券内容説明書を交付することを要しない。</u> <u>4 前2号以外の外国債券 外国証券内容説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。この場合において、信用ある格付機関による当該勧誘に係る外国債券の格付情報の提供を行うものとし、非定型的なものにあっては仕組みを説明した文書を交付しなければならない。</u> <u>5 外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外C D、海外C P、外国預託証券（外国株券等に該当するものを除く。）及び外国カバードワラント 外国証券内容説明書を交付する。</u> <u>6 金商法による開示が行われている外国証券 外国証券内容説明書の交付を要しない。</u> <u>3 前項の事業会社等とは、次の各号に定めるもの（適格機関投資家に該当するものを除</u>

新	旧
(削る) (削る) 第2節 国内店頭取引 (決済) 第10条 (現行どおり) (取引公正性の確保) 第11条 協会員は、顧客との間で外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券(国内の取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下次条及び第14条において同じ。)の国内店頭取引を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という。)を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。 2 1 (現行どおり) 4 (小口投資家との取引の公正性の確保) 第12条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額1,000万円未満の取引を行う顧客(適格機関	く。)をいう。 1 事業会社 イ <u>上場会社又はこれに準ずる会社</u> ロ <u>外国の法人で上記イの性質を有するもの</u> 2 その他 イ <u>国、地方公共団体</u> ロ <u>金商法第2条第1項第3号の債券発行団体</u> ハ <u>官公庁共済組合</u> ニ <u>経済的、社会的に信用のある法人(学校法人、宗教法人等)</u> (告知書の交付) 第13条 <u>協会員は、顧客又は他の協会員に対し、前条第1項各号に掲げる外国証券以外の外国証券の少人数向け勧誘を行い、当該協会員又は委託協会員が売り付ける場合には、第10条第2項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を当該顧客又は他の協会員に交付しなければならない。</u> (外国証券内容説明書の記載事項) 第14条 <u>外国証券内容説明書に記載する事項は、別表に定めるところによる。</u> 第3節 国内店頭取引 (決済) 第15条 (省略) (取引公正性の確保) 第16条 協会員は、顧客との間で外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券(国内の取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下次条及び第19条において同じ。)の国内店頭取引を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という。)を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。 2 1 (省略) 4 (小口投資家との取引の公正性の確保) 第17条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額1,000万円未満の取引を行う顧客(適格機関

新	旧
投資家及び第7条第5項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。)との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。	投資家及び第12条第3項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。)との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。
1 ・ (現行どおり) 2	1 ・ (省 略) 2
(異常な取引) 第13条 (現行どおり)	(異常な取引) 第18条 (省 略)
(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)	(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)
第14条 協会員が、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。	第19条 協会員が、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 協会員は、第11条第3項に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。	3 協会員は、第16条第3項に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。
第3章 外国投資信託証券の販売等 (対象証券)	第3章 外国投資信託証券の販売等 (対象証券)
第15条 協会員が顧客(適格機関投資家を除く。)に対し勧誘(外国証券売出しを除く。)を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資者保護上問題がないことを当該協会員が確認したものでなければならない。	第20条 協会員が顧客(適格機関投資家を除く。)に対し勧誘を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資者保護上問題がないことを当該協会員が確認したものでなければならない。
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 募集の取扱い又は売出しに該当する場合、次条又は第17条に定める「選別基準」に適合しているものであること。 (削 る)	2 第21条又は第22条に定める「選別基準」に適合しているものであること。ただし、次に定める場合を除く。
(削 る)	イ 少人数向け私募(当該勧誘が金商法第2条第3項第2号八に該当するものをいう。)の取扱いの場合
(削 る)	ロ 転売制限等告知書を交付して販売を行う場合
(削 る)	ハ 適格外国金融商品市場において継続的に取引が行われているものについて、外

新	旧
(外国投資信託受益証券の選別基準) 第 16 条 外国投資信託受益証券（オープン・エンド型に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。 1 ・ (現行どおり) 2 3 国内における代理人の指定 管理会社の代理人（管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第 5 号の代行協会員（外国投資信託証券（当該協会員が選別基準に適合していることを確認したものに限る。）の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第 21 条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。）が兼務することを妨げない。 4 ・ (現行どおり) 14 (外国投資証券の選別基準) 第 17 条 (現行どおり) (販売開始の届出等) 第 18 条 代行協会員は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 2 代行協会員が<u>その</u>代行業務（<u>代行協会員が外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により当該外国投資信託証券の発行者に代わって国内で行う第 21 条の業務をいう。以下同じ。</u>）を廃止しようとするときは、その旨を本協会に届け出なければならない。 (買戻しの義務) 第 19 条 (現行どおり)	国証券内容説明書を交付して販売を行う場合 (外国投資信託受益証券の選別基準) 第 21 条 外国投資信託受益証券（オープン・エンド型に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。 1 ・ (省 略) 2 3 国内における代理人の指定 管理会社の代理人（管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第 5 号の代行協会員（外国投資信託証券（当該協会員が選別基準に適合していることを確認したものに限る。）の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第 26 条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。）が兼務することを妨げない。 4 ・ (省 略) 14 (外国投資証券の選別基準) 第 22 条 (省 略) (販売開始の届出等) 第 23 条 代行協会員は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 2 代行協会員が<u>当該</u>代行業務を廃止しようとするときは、その旨を本協会に届け出なければならない。 (買戻しの義務) 第 24 条 (省 略)

新	旧
(代行業務の継続) 第 20 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券について、他に代行協会員となる者がいない場合は、当該代行業務を継続して行わなければならない。 (資料の送付等) 第 21 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。 2 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。 3 (現行どおり) 4 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。 (資料の公開) 第 22 条 (現行どおり) (広告等に関する制限) 第 23 条 (現行どおり) 第 4 章 外国株券等の国内公募の引受等 (対象証券) 第 24 条 (現行どおり) (引受等における注意) 第 25 条 (現行どおり) (円滑な売買の成立等) 第 26 条 (現行どおり) (情報収集業務方法書の提出等) 第 27 条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、発行者との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載し	(代行業務の継続) 第 25 条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、他に代行協会員となる者がいない場合は、当該代行業務を継続して行わなければならない。 (資料の送付等) 第 26 条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書又は外国証券内容説明書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。 2 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。 3 (省 略) 4 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。 (資料の公開) 第 27 条 (省 略) (広告等に関する制限) 第 28 条 (省 略) 第 4 章 外国株券等の国内公募の引受等 (対象証券) 第 29 条 (省 略) (引受等における注意) 第 30 条 (省 略) (円滑な売買の成立等) 第 31 条 (省 略) (情報収集業務方法書の提出等) 第 32 条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、発行者との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載し

新	旧
た書面（以下「情報収集業務方法書」という。）その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。 2 （現行どおり） 3 情報収集業務方法書には、次に掲げる事項を記載し、協会員（外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは代表協会員。以下第30条まで同じ。ただし、次条第1項及び第30条第1項は除く。）はこれを遵守するものとする。 1 ・ （現行どおり） 2 4 （現行どおり） （資料等の提供等） 第28条 （現行どおり） （発行者から資料等の受領又は収集が困難となった場合等の措置） 第29条 （現行どおり） （特例資料等の提供等） 第30条 協会員は、情報収集業務方法書に定める情報収集等の方法により発行者から速やかに情報を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる外国金融商品市場、当該外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等（この条において「特例資料等」という。）を速やかに収集し、第6条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供しなければならない。 2 （現行どおり） 3 本協会は、協会員から特例資料等の提出を受けたときは、<u>第28条第3項</u>に準じて取り扱う。 （継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い） 第31条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類（金商法第27条の32第1項に定める発行者情報を含む。）の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは<u>第28条第1項</u>の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、<u>第28条</u>から前条に定める取扱いを停止することができる	た書面（以下「情報収集業務方法書」という。）その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。 2 （省 略） 3 情報収集業務方法書には、次に掲げる事項を記載し、協会員（外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは代表協会員。以下第35条まで同じ。ただし、次条第1項及び第35条第1項は除く。）はこれを遵守するものとする。 1 ・ （省 略） 2 4 （省 略） （資料等の提供等） 第33条 （省 略） （発行者から資料等の受領又は収集が困難となった場合等の措置） 第34条 （省 略） （特例資料等の提供等） 第35条 協会員は、<u>第32条第1項</u>に基づき発行者から速やかに情報を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる外国金融商品市場、当該外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等（この条において「特例資料等」という。）を速やかに収集し、第6条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供しなければならない。 2 （省 略） 3 本協会は、協会員から特例資料等の提出を受けたときは、<u>第33条第3項</u>に準じて取り扱う。 （継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い） 第36条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類（金商法第27条の32第1項に定める発行者情報を含む。）の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは<u>第33条第1項</u>の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、<u>第33条</u>から前条に定める取扱いを停止することができる

新	旧
る。 1 、 4 (現行どおり)	る。 1 、 4 (省 略)
第5章 雑 則	第5章 雑 則
(売買状況等の報告等)	(売買状況等の報告)
第 32 条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告しなければならぬ。	第 37 条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告するものとする。
2 協会員は、金商法施行令第1条の7の3第6号に規定する取引を行う又は行った場合は、同号及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第13条の3第1項各号に掲げる事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第4号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。	(新 設)
3 協会員は、金商法施行令第1条の8の4第4号に規定する取引を行った場合は、同号及び定義府令第13条の7第10項に規定する事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第4号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。	(新 設)
4 本協会は、前項の報告に基づき、その結果を所定の方法により公表するものとする。	(新 設)
5 協会員は、金商法施行令第2条の12の3第1号、第2号及び第3号に規定する要件を満たす有価証券について外国証券売出しを行う又は行った場合（売買を継続して行う場合に限る。）には、本協会が必要と認める事項を所定の方法により報告しなければならない。	(新 設)
6 本協会は証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号に基づく協会員による確認の用に供するため、その結果を所定の方法により公表するものとする。	(新 設)
(電磁的方法による書面の交付等)	(電磁的方法による書面の交付等)
第 33 条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみな	第 38 条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみな

新	旧
す。 1 ・ (現行どおり) 2 (削 る) (削 る) (削 る) 3 第 11 条第 4 項に規定する取引価格の算 定方法等を記載した書面 4 第 21 条第 1 項に規定する代行業務に係 る外国投資信託証券の目論見書 5 第 21 条第 3 項に規定する代行業務に係 る外国投資信託証券の決算報告書その他の 書類 6 第 22 条第 1 項に規定する外国投資信託 証券の決算報告書その他の書類 7 第 28 条に規定する資料等 8 第 30 条に規定する特例資料等 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行す る。	す。 1 ・ (省 略) 2 3 <u>転売制限等告知書</u> 4 <u>外国証券内容説明書</u> 5 <u>第 12 条第 2 項第 4 号に規定する非定型 的な外国債券の仕組みを説明した文書</u> 6 第 16 条第 4 項に規定する取引価格の算 定方法等を記載した書面 7 第 26 条第 1 項に規定する代行業務に係 る外国投資信託証券の目論見書又は外国証 券内容説明書 8 第 26 条第 3 項に規定する代行業務に係 る外国投資信託証券の決算報告書その他の 書類 9 第 27 条第 1 項に規定する外国投資信託 証券の決算報告書その他の書類 10 第 33 条に規定する資料等 11 第 35 条に規定する特例資料等 2 (省 略)

以 上

新	旧
(削る)	別表第1 <u>外国株券</u> 1. <u>発行者情報</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 <u>決算期</u> <u>発行済株式数</u> (注)最近事業年度末(公表されていない場合は、その前事業年度末)の発行済株式数を記載すること。 <u>事業内容</u> (注)事業内容を簡潔に記載すること。 2. <u>証券情報</u> <u>株式の種類</u> (注)普通株式、優先株式、後配株式、償還株式等の種類を記載すること。また、株主の権利が普通株式と異なる場合にはその内容を簡潔に記載すること。 <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 <u>株価の推移</u> <u>業績推移</u> イ <u>売上高</u> ロ <u>当期純利益</u> ハ <u>株主資本の額</u> (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度のものを記載すること。 1 <u>株当たり情報</u> イ <u>1株当たり当期純利益</u> ロ <u>1株当たり配当額</u> (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度の1株当たり情報を記載すること。
(削る)	別表第2 <u>外国転換社債型新株予約権付社債</u> 1. <u>発行者情報</u> (注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行

新	旧
(削る)	<u>した転換社債型新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 <u>決算期</u> <u>事業内容</u> (注)事業内容を簡潔に記載すること。 <u>主要な財務データ</u> (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2.証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>転換の条件</u> (注)国内企業発行の転換社債型新株予約権付社債については固定為替レートを含む。 <u>転換により発行する株式の種類</u> <u>転換請求期間</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> (注)オプション条項が付されている場合は、その内容を記載すること。 <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 <u>信用補完の内容</u> (注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	別表第3 <u>外国新株予約権付社債</u> 1.発行者情報 (注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行

新	旧
(削る)	<u>した新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 <u>決算期</u> <u>事業内容</u> (注)事業内容を簡潔に記載すること。 <u>主要な財務データ</u> (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2.証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>新株予約権の内容</u> <u>イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額</u> <u>ロ 権利行使により発行する株式の種類</u> <u>ハ 権利行使により発行する株式の発行価格</u> <u>新株予約権の行使請求期間</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 <u>信用補完の内容</u> (注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	別表第4 <u>外国新株予約権証券</u> 1.発行者情報 (注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権証券については、発行

新	旧
(削る))	<u>者情報の記載を省略することができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>決算期</u> <u>事業内容</u> <u>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>新株予約権の内容</u> イ <u>権利行使により発行する株式の払込金額の総額</u> ロ <u>権利行使により発行する株式の種類</u> ハ <u>権利行使により発行する株式の発行価格</u> <u>新株予約権の行使請求期間</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> 別表第5 普通社債 (単純キャッシュフロー型の企業金融型社債) 1. 発行者情報 <u>(注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した普通社債については発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。</u> <u>(注2) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。</u> <u>(注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者</u>

新	旧
(削る)	<u>情報を作成・交付するものとする。</u> <u>については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>事業内容</u> <u>(注)事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2.証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	別表第6 仕組債 (利金、償還金に条件が付されている企業金融型社債) 1.発行者情報 <u>(注1)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した社債については発行者情報のうち～の記載を省略することができる。</u> <u>(注2)発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を</u>

新	旧
(削る)	<u>その代替として使用することができる。</u> <u>(注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。</u> <u>については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>事業内容</u> <u>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払日</u> <u>(注) 利金の決定方法を記載すること。</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>(注) 償還金の決定方法を記載すること。</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	別表第7 特別目的会社の外国優先出資証券 1. 発行者情報 <u>(注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる</u>

新	旧
(削る)	る。 (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 、については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 会社の目的 財務諸表又は資産の内容・負債総額 株主及び株主の権利 2. 証券情報 証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み 証券保有者の権利 (注) 議決権等の有無につき簡潔に記載すること。 発行地 発行日 発行額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 3. 管理資産及び関係者情報 管理資産の内容及び性格 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 管理資産の状況 別表第8 - 1 特別目的会社の社債 1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。

新	旧
	<u>については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>会社の目的</u> <u>資産の内容・負債総額</u> <u>株主及び株主の権利</u> <u>2. 証券情報</u> <u>証券の名称</u> <u>証券の形態及び基本的仕組み</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払日</u> <u>(注) 利金の決定に条件が付されている場合には、その決定方法を記載すること。</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>(注) 償還金の決定に条件が付されている場合は、その決定方法を記載すること。</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>スワップのカウンターパーティーの名称及び格付</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u> <u>3. 管理資産及び関係者情報</u> <u>管理資産の内容及び性格</u> <u>(注) 管理資産が有価証券である場合には、次の事項を記載すること。</u> <u>イ 証券の名称</u> <u>ロ 発行総額</u> <u>ハ 利率</u> <u>ニ 償還期限</u> <u>(注) 償還日を記載すること。</u> <u>ホ 格付</u> <u>ヘ 組入れ金額</u>

新	旧
(削る)	<u>管理資産に係る法制度の概要</u> <u>管理資産の関係者</u> <u>(注) 原保有者及び信用補完者等の概要を記載すること。</u> <u>管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>管理資産の経理状況</u> <u>(注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</u> 別表第 8 - 2 <u>特別目的会社の社債</u> <u>1. 発行者情報</u> <u>(注 1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。</u> <u>(注 2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>会社の目的</u> <u>財務諸表</u> <u>(注) 要約して記載することができる。設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の資産、負債及び資本の状況を明らかにすること。</u> <u>株主及び株主の権利</u> <u>2. 証券情報</u> <u>証券の名称</u> <u>証券の形態及び基本的仕組み</u> <u>(注) 発行者、原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u>

新	旧
(削 除)	<u>発行額</u> <u>トラスティー</u> <u>支払代理人</u> <u>引受人</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>登録・保管制度</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u> <u>3. 管理資産及び関係者情報</u> <u>管理資産（モーゲージ証券等）の内容及び性格</u> <u>管理資産に係る法制度の概要</u> <u>管理資産の関係者</u> <u>(注) 原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。</u> <u>管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u> <u>管理資産の状況</u> <u>a) 最近事業年度末の管理資産内容</u> <u>(注) 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</u> <u>b) 過去の計算期間毎の管理資産及びその運用状況</u> <u>(注) 必要に応じ、会社設立以前の管理資産ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。</u> 別表第9 外国国債等及び国際機関債 1. 発行者情報 <u>(注) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。</u>

新	旧
(削る)	<u>国又は地方公共団体の場合</u> <u>発行者の名称</u> <u>発行者の概要</u> <u>(注)位置・人口・経済動向・産業構造等を記載すること。</u> <u>財政の概要</u> <u>国際機関又は政府関係機関等の場合</u> <u>発行者の名称</u> <u>発行者の概要</u> <u>(注)設立根拠・資本構成・組織・業務の概況等を記載すること。</u> <u>経理の状況</u> 2.証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>上場・非上場の区分</u> <u>(注)外国で上場している場合は、当該金融商品取引所の名称を記載すること。</u> <u>担保又は保証に関する事項</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u>
	別表第10 - 1 外国投資法人債券 第一部 証券情報 <u>銘柄名</u> <u>証券の形態等</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行額</u> <u>利率・利払い日</u> <u>償還期限・償還金額</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>格付及び格付機関</u> <u>日本以外の地域における販売</u> 第二部 発行者情報 <u>ファンドに係る法制度の概要</u> <u>ファンドの目的及び基本的性格</u> <u>管理会社又は運用会社の自己資本の額</u> <u>ファンドの関係法人の概要</u> <u>(注)管理会社その他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及</u>

新	旧
(削る)	<u>び関係業務の内容を簡潔に記載する。</u> <u>投資の基本方針</u> <u>投資制限</u> <u>(注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。</u> <u>ファンド資産の管理の概要及びその報酬</u> <u>ファンドの運用状況</u> <u>(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の推移、配当(分配)状況)について記載する。</u> <u>ファンドの経理状況</u> <u>(注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。</u> 別表第10 - 2 <u>外国投資信託受益証券及び外国投資証券</u> 第一部 証券情報 <u>ファンドの名称</u> <u>ファンドの形態等</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行数及び発行総額</u> <u>申込手数料</u> <u>申込単位</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>日本以外の地域における販売</u> 第二部 発行者情報 <u>ファンドに係る法制度の概要</u> <u>ファンドの目的及び基本的性格</u> <u>管理会社又は運用会社の自己資本の額</u> <u>ファンドの関係法人の概要</u> <u>(注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。</u> <u>投資の基本方針</u> <u>(注) 当該外国投資信託受益証券又は外国投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が、指数に連動するものである場合には、その旨及び当該指数の名称等を記載すること。</u> <u>投資制限</u> <u>(注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。</u> <u>ファンド資産の管理の概要及びその報酬</u> <u>ファンドの運用状況</u> <u>(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の推移、配当(分配)状況)について記</u>

新	旧
(削る)	載する。 ファンドの経理状況 (注)直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。 別表第10 - 3 外国 E T F 第一部 証券情報 ファンドの名称 ファンドの形態等 発行地 発行日 発行数及び発行総額 売買単位 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 第二部 発行者情報 ファンドに係る法制度の概要 ファンドの目的及び基本的性格 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ファンドの関係法人の概要 (注)管理会社の他、ファンドの運営に与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。 投資の基本方針 (注)当該外国投資信託受益証券又は外国投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が連動する指数の名称等を記載すること。 に同様の内容を記載している場合は記載を省略することができる。 投資制限 (注)定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。 ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ファンドの運用状況 (注)投資状況及び運用実績(純資産額の推移、配当(分配)状況)について記載する。 ファンドの経理状況 (注)直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。 別表第11 外国貸付債権信託受益証券 1.証券情報 証券の名称
(削る)	

新	旧
(削る)	<u>信託受益証券の形態及び基本的仕組み等</u> <u>発行総数及び発行総額</u> <u>配当・利息金の支払方法及び償還の方法</u> <u>発行価格</u> <u>一単位の金額</u> <u>発行日</u> <u>償還日</u> <u>トラスティー</u> <u>引受人</u> <u>支払代理人</u> <u>登録・保管制度</u> <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</u> <u>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</u> <u>他の債務との弁済順位の関係</u> <u>格付及び格付機関</u> 2. <u>信託財産情報</u> <u>資産（貸付債権）の内容及び性格</u> <u>信託及び貸付債権に係る準拠法及び法制度並びに税制の概要</u> <u>信託及び貸付債権の関係者</u> <u>(注) 原保有者、委託者、アドバイザー、サービス及び信用補完者等の概要を記載すること。</u> <u>原保有者の債権貸付事業の概要</u> <u>信託財産の管理、運用方法の概要及びその報酬</u> <u>信用補完の内容</u> <u>信託財産の経理状況</u> a) <u>最近の計算書類</u> <u>(注) 設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の信託財産の内容を記載すること。</u> b) <u>過去の計算期間毎の財産及びその運用状況</u> <u>(注) 必要に応じ、信託財産設定以前の貸付債権ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。</u>
	別表第12 <u>海外CD</u> 1. <u>発行者情報</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u>

新	旧
(削る)	<u>事業内容</u> <u>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>総資産額の世界順位</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>記名・無記名の別</u> <u>発行地</u> <u>預入日</u> <u>発行単位</u> <u>額面金額の総額</u> <u>利率(割引率)・利払日</u> <u>満期日</u> <u>受託会社又は預託機関</u> <u>バックアップライン又は保証に関する事項</u> <u>格付及び格付機関</u> <u>その他投資者にとって参考となる事項</u>
	別表第13 <u>海外CP</u> 1. 発行者情報 <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>事業内容</u> <u>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>振出日</u> <u>券面総額</u> <u>引受人</u> <u>利率・利払日</u> <u>支払期日</u> <u>バックアップライン又は保証に関する事項</u>

新	旧
(削る)	格付及び格付機関 <u>その他投資者にとって参考となる事項</u> 別表第14 <u>特別目的会社の海外C P (特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第3号に規定する資産流動化証券に該当する海外C P)</u> 1. 発行者情報 <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>事業内容</u> <u>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注) 最近事業年度 (公表されていない場合は、その前事業年度) に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>証券の形態及び基本的仕組み</u> <u>(注) 発行者、原保有者、管理資産の管理を行う者、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。</u> <u>発行地</u> <u>振出日</u> <u>券面総額</u> <u>引受人</u> <u>利率・利払日</u> <u>支払期日</u> <u>バックアップライン又は保証に関する事項</u> <u>格付及び格付機関</u> <u>その他投資者にとって参考となる事項</u> 3. 管理資産及び関係者情報 <u>管理資産の内容及び性格</u> <u>管理資産に係る法制度の概要</u> <u>管理資産の関係者</u> <u>(注) 原保有者、管理資産の管理者、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。</u> <u>原保有者の事業の概要</u> <u>管理資産の管理の概要及びその報酬</u> <u>信用補完の内容</u> <u>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</u>

新	旧
(削る)	<u>管理資産の経理状況</u> <u>(注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</u> 別表第15 外国カバードワラント 1. 発行者情報 <u>(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行したカバードワラントについては発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。</u> <u>会社名</u> <u>本店所在地</u> <u>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</u> <u>決算期</u> <u>事業内容</u> <u>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。</u> <u>主要な財務データ</u> <u>(注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</u> 2. 証券情報 <u>証券の名称</u> <u>発行地</u> <u>発行日</u> <u>発行価額の総額</u> <u>オプションの内容</u> <u>オプションの行使請求の方法・条件</u> <u>決済の方法</u> <u>取得格付</u> <u>当該カバードワラントの発行の仕組み</u> <u>上記以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</u> <u>オプションの行使の対象が有価証券である場合は当該有価証券の発行者の企業情報</u> <u>(注) 当該発行者が我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業である場合は、会社名、対象となる有価証券の種類及び会社の概要を記載のみでよいこととする。</u> <u>当該カバードワラントに関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報</u>

新	旧
(削る)	イ 当該指数等の情報の開示を必要とする理由及び当該指数等の内容 ロ 当該指数等の推移（直近５年間の年別最高・最低値及び直近６月間の月別最高・最低値を記載） 別表第16 <u>外国預託証券</u> 1. 原証券の発行者情報 （注）原証券の発行者が発行した有価証券について我が国において開示が行われている場合には、原証券の発行者情報のうち ～ の記載を省略することができる。 会社名 本店所在地 （注）本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 決算期 事業内容 （注）事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ （注）最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 証券の名称 発行地 配当金・基準日等 （注）原証券の種類に合わせ、適宜記載内容を変更する。 （例）原証券が債券である場合は利率・利払日を記載する。 権利の内容 権利行使請求の方法・条件 取得格付 （注）原証券が債券である場合のみ記載する。 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容 当該預託証券の発行の仕組み 上記以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 預託を受ける者の企業情報

新	旧
(規則第8条に関する投資確認書の参考様式) 投資確認書 〇〇証券株式会社 殿 平成 年 月 日 住所 氏名又は 名称  私は、下記の海外発行証券の買付け(委託による場合を含む。)を行うに際し、当該証券については、我が国の金融商品取引法に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。 また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責任において発注したものであることを確認し、本書を差し入れます。 記 受 注 銘 柄 受注数量又は受注金額 以上 (注)本確認書の徴求については、任意とするが、本確認書を徴求しない場合には、規則第8条に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。 (削 る)	(規則第8条に関する投資確認書の参考様式) 投資確認書 〇〇証券株式会社 殿 平成 年 月 日 住所 氏名又は 名称  私は、下記の海外発行証券の買付けを行うに際し、当該証券については、我が国の金融商品取引法に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。 また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責任において発注したものであることを確認し、本書を差し入れます。 記 受 注 銘 柄 受注数量又は受注金額 以上 (注)本確認書の徴求については、任意とするが、本確認書を徴求しない場合には、規則第8条に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。 (規則第10条第1項による転売制限等告知書の参考様式) (個別取引用) 転売制限等告知書 平成 年 月 日 殿 〇〇証券株式会社 (金融商品仲介業者の氏名又は名称) 今般、当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う下記の外国証券については、金融商品取引法第23条の14第1項の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。

新	旧
	なお、当該証券に関しては、我が国の金融商品取引法による開示は行われておりません。 記 受 注 銘 柄 _____ 受注数量又は受注金額 _____ 以上 (注)「金融商品仲介業者の氏名又は名称」を連名で記載することについては、任意とする。
(削 除)	(規則第10条第1項による転売制限等告知書の参 (包括契約用) 転売制限等告知書 平成 年 月 日 殿 〇〇証券株式会社 (金融商品仲介業者の氏名又は名称) 当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う外国証券のうち我が国金融商品取引法による開示が行われていないものについては、金融商品取引法第23条の14第1項の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。 以上 (注)「金融商品仲介業者の氏名又は名称」を連名で記載することについては、任意とする。
(削 除)	外国証券の譲渡に関する確認書 平成 年 月 日 〇〇証券株式会社 殿 住所 _____ 氏名又は _____ 名称 _____ ㊟ 今般、私が購入した下記の外国証券(以下「購入証券」という。)については、貴社から交付された「転売制限等告知書」の内容を確認

新	旧
(削る)	し、購入証券については、非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行いません。 記 銘 柄 数量又は金額 以上 (注) 本確認書の徴求については、任意とする。 (規則第10条第3項に関する参考様式 その1) (個別取引用) 外国証券の売却に関する指図書 平成 年 月 日 〇〇証券株式会社 殿 住所 氏名又は 名称  今般、私が、貴社に売却する下記の外国証券については、貴社は、当該証券の全量を、遅滞なく貴社の海外関係会社その他の非居住者へ売却してください。 記 受 注 銘 柄 受注数量又は受注金額 以上 (注) 本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第10条第3項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。 (規則第10条第3項に関する参考様式 その2) (包括契約用) 外国証券の売却に関する指図書 平成 年 月 日 〇〇証券株式会社 殿 住所 氏名又は

新	旧
	名称  私は、既に貴社から交付された「外国証券取引口座約款」第13条（注文の執行及び処理）に下記の第6号を加えることに同意します。 記 <u>申込者が当社に売却する外国証券のうち、金融商品取引法第23条の14第1項の規定に基づく条件が付されたものについては、当社はこの売却を受ける都度、当該売却にかかる外国証券の全量を、遅滞なく当社の海外関係会社その他の非居住者へ売却するものとします。</u> 以上 <u>（注）本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第10条第3項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。</u>

以 上

**少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る「外国証券の取引に関する規則」
の特例に関する規則**

（目 的）

第1条 この規則は、少人数向け勧誘対象海外発行証券（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第78号。以下「整備府令」という。）附則第4条第1項に定める少人数向け勧誘対象海外発行証券をいう。以下同じ。）について、整備府令附則第4条に定めるところによる場合の「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」という。）の特例を定め、もって投資者保護に資することを目的とする。

（規則の適用）

第2条 協会員は、少人数向け勧誘対象海外発行証券につき、整備府令附則第4条に定めるところによる場合の外国証券規則の適用に当たっては、外国証券規則第2章第1節の規定にかかわらず、この規則の定めによることができる。

（対象証券）

第3条 整備府令附則第4条第1項の適用を受ける外国証券について、協会員が顧客に対し勧誘を行うことのできるもの（以下「特例私売出し証券」という。）は、外国証券規則第7条第2項又は第3項の要件を満たすもの（平成22年3月31日以前に勧誘を行ったもので、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第2条の12の3各号に定める要件に該当しないものに限る。）とする。

2 整備府令附則第4条第2項の適用を受ける外国証券について、協会員が顧客に対し勧誘を行うことのできるもの（以下「特例外国証券売出し証券」という。）は、平成22年3月31日以前に勧誘を行ったもので、金商法施行令第2条の12の3各号に定める要件に該当するものに限るものとする。

（特例私売出し証券を売り付ける場合の取り扱い）

第4条 協会員は、特例私売出し証券について、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（以下「外国証券内容説明書」という。）を交付することにより、勧誘を行うことができるものとする。

2 第1項の勧誘に基づき、当該協会員又は委託協会員（当該協会員に当該勧誘を委託する協会員をいう。以下同じ。）が特例私売出し証券を顧客に売り付ける場合には、当該協会員はあらかじめ又は同時に当該顧客に対し、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）第14条の15第1項、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（以下「外債府令」という。）第11条の14第1項又は特定有価証券の内容等

の開示に関する内閣府令（以下「特定有価証券府令」という。）第 20 条第 1 項に規定する事項を記載した書面（以下「告知書」）を交付しなければならない。なお、当該協会員が告知書に記載すべき内容を外国証券内容説明書に記載の上、顧客に交付する場合には、改めて告知書を交付することを要しない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、協会員は、告知書を交付することを要しない。

1 勧誘の対象となる外国証券について金融商品取引法（以下「金商法」という。）による開示が行われている場合

2 発行価額又は譲渡価額の総額が 1 億円未満で開示府令第 14 条の 15 第 2 項、外債府令第 11 条の 14 第 2 項もしくは特定有価証券府令第 20 条第 2 項に該当する場合

4 第 1 項に規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、取引に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第 98 条第 1 項第 3 号イに規定する取引残高報告書（取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。）又は第 95 条第 1 項第 5 号に規定する契約締結時交付書面とともに交付することができるものとする。

5 協会員は、特例私売出し証券を他の協会員を相手方として勧誘する場合は、当該他の協会員に対し外国証券内容説明書を交付することを要しない。

（外国証券内容説明書の取扱い）

第 5 条 協会員の顧客に対する外国証券内容説明書の交付の取扱いは、次の各号に掲げる外国証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

1 外国株券等 外国証券内容説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対象となる顧客が外国証券規則第 7 条第 5 項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。

2 外国国債等 次に掲げる区分に定めるところによる。

イ OECD加盟国の外国国債等及びOECD加盟国において設立されている取引所金融商品市場に上場されている外国国債等 外国証券内容説明書を交付することを要しない。

ロ OECD加盟国において設立されている取引所金融商品市場に上場されている外国国債等の発行者が発行する外国国債等（イに該当するものを除く。）

外国証券内容説明書を交付することを要しない。この場合、信用ある格付機関による当該証券に係る格付情報の提供を行わなければならない。

ハ イ及びロ以外の外国国債等 当該顧客から交付請求があった場合には、外国証券内容説明書を交付しなければならない。ただし、外国証券内容説明書の交付を省略するときは、信用ある格付機関による当該証券に係る格付情報の提供を行わなければならない。

3 国際機関債 我が国が加盟している国際機関の発行する債券については、外国証券

内容説明書を交付することを要しない。

- 4 前2号以外の外国債券 外国証券内容説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対象となる顧客が外国証券規則第7条第5項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。この場合において、信用ある格付機関による当該勧誘に係る外国債券の格付情報の提供を行うものとし、非定型的なものにあっては仕組みを説明した文書を交付しなければならない。
- 5 外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益権、海外CD、海外CP、外国預託証券（外国株券等に該当するものを除く。）及び外国カバードワラント 外国証券内容説明書を交付する。
- 6 金商法による開示が行われている外国証券 外国証券内容説明書の交付を要しない。

（外国証券内容説明書等の記載事項）

第6条 外国証券内容説明書に記載する事項は、別表に定めるところによる。

- 2 協会員は、特例外国証券売出し証券を売り付けるにあたり、顧客（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第4号に定める適格機関投資家を除く。）に対し提供し、又は公表する情報（金商法第27条の32の2第1項に規定する情報をいう。）に記載する事項は、別表に定めるところによるものとすることができる。

（電磁的方法による書面の交付等）

第7条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

- 1 告知書
- 2 外国証券内容説明書
- 3 第5条第4号に規定する非定型的な外国債券の仕組みを説明した文書

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第 1

外国株券

1．発行者情報

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

決算期

発行済株式数

(注) 最近事業年度末(公表されていない場合は、その前事業年度末)の発行済株式数を記載すること。

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

2．証券情報

株式の種類

(注) 普通株式、優先株式、後配株式、償還株式等の種類を記載すること。また、株主の権利が普通株式と異なる場合にはその内容を簡潔に記載すること。

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

株価の推移

業績推移

イ 売上高

ロ 当期純利益

ハ 株主資本の額

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度のものを記載すること。

1 株当たり情報

イ 1株当たり当期純利益

ロ 1株当たり配当額

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度の1株当たり情報を記載すること。

別表第 2

外国転換社債型新株予約権付社債

1．発行者情報

(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した
転換社債型新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することがで
きる。

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

決算期

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、
負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

発行地

発行日

発行額

転換の条件

(注) 国内企業発行の転換社債型新株予約権付社債については固定為替レートを含む。

転換により発行する株式の種類

転換請求期間

利率・利払日

償還期限・償還金額

(注) オプション条項が付されている場合は、その内容を記載すること。

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、
その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

別表第3

外国新株予約権付社債

1. 発行者情報

(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

決算期

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

発行地

発行日

発行額

新株予約権の内容

イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額

ロ 権利行使により発行する株式の種類

ハ 権利行使により発行する株式の発行価格

新株予約権の行使請求期間

利率・利払日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

別表第4

外国新株予約権証券

1. 発行者情報

(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した

新株予約権証券については、発行者情報の記載を省略することができる。

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

決算期

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

発行地

発行日

新株予約権の内容

イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額

ロ 権利行使により発行する株式の種類

ハ 権利行使により発行する株式の発行価格

新株予約権の行使請求期間

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

別表第5

普通社債

(単純キャッシュフロー型の企業金融型社債)

1. 発行者情報

(注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した普通社債については発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。

(注2) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。

(注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

発行地

発行日

発行額

利率・利払日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

別表第6

仕組債

(利金、償還金に条件が付されている企業金融型社債)

1. 発行者情報

(注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した社債については発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。

(注2) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。

(注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

発行地

発行日

発行額

利率・利払日

(注) 利金の決定方法を記載すること。

償還期限・償還金額

(注) 償還金の決定方法を記載すること。

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

別表第7

特別目的会社の外国優先出資証券

1. 発行者情報

(注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。

(注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 、 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

会社の目的

財務諸表又は資産の内容・負債総額

株主及び株主の権利

2．証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

証券保有者の権利

(注) 議決権等の有無につき簡潔に記載すること。

発行地

発行日

発行額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

3．管理資産及び関係者情報

管理資産の内容及び性格

管理資産に係る法制度の概要

管理資産の関係者

管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬

管理資産の状況

別表第8 - 1

特別目的会社の社債

1．発行者情報

(注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。

(注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

会社の目的

資産の内容・負債総額

株主及び株主の権利

2．証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

発行地

発行日

発行額

利率・利払日

(注) 利金の決定に条件が付されている場合には、その決定方法を記載すること。

償還期限・償還金額

(注) 償還金の決定に条件が付されている場合は、その決定方法を記載すること。

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

スワップのカウンターパーティーの名称及び格付

信用補完の内容

(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

3. 管理資産及び関係者情報

管理資産の内容及び性格

(注) 管理資産が有価証券である場合には、次の事項を記載すること。

イ 証券の名称

ロ 発行総額

ハ 利率

ニ 償還期限

(注) 償還日を記載すること。

ホ 格付

ヘ 組入れ金額

管理資産に係る法制度の概要

管理資産の関係者

(注) 原保有者及び信用補完者等の概要を記載すること。

管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬

信用補完の内容

(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

管理資産の経理状況

(注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了して

いない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。

別表第 8 - 2

特別目的会社の社債

1. 発行者情報

(注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート
(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。

(注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報
を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている
場合はその説明で代替とすることができる。

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

会社の目的

財務諸表

(注) 要約して記載することができる。

設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の資産、負債及び資本の
状況を明らかにすること。

株主及び株主の権利

2. 証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

(注) 発行者、原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等についてその
関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。

発行地

発行日

発行額

トラスティー

支払代理人

引受人

利率・利払日

償還期限・償還金額

登録・保管制度

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、
その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

3. 管理資産及び関係者情報

管理資産（モーゲージ証券等）の内容及び性格

管理資産に係る法制度の概要

管理資産の関係者

(注) 原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。

管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬

信用補完の内容

(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

管理資産の状況

a) 最近事業年度末の管理資産内容

(注) 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。

b) 過去の計算期間毎の管理資産及びその運用状況

(注) 必要に応じ、会社設立以前の管理資産ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。

別表第9

外国国債等及び国際機関債

1. 発行者情報

(注) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。

国又は地方公共団体の場合

発行者の名称

発行者の概要

(注) 位置・人口・経済動向・産業構造等を記載すること。

財政の概要

国際機関又は政府関係機関等の場合

発行者の名称

発行者の概要

(注) 設立根拠・資本構成・組織・業務の概況等を記載すること。

経理の状況

2. 証券情報

証券の名称

発行地

発行日

発行額

利率・利払日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

上場・非上場の区分

(注) 外国で上場している場合は、当該金融商品取引所の名称を記載すること。

担保又は保証に関する事項

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

別表第10 - 1

外国投資法人債券

1. 証券情報

銘柄名

証券の形態等

発行地

発行日

発行額

利率・利払い日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

格付及び格付機関

日本以外の地域における販売

2. 発行者情報

ファンドに係る法制度の概要

ファンドの目的及び基本的性格

管理会社又は運用会社の自己資本の額

ファンドの関係法人の概要

(注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。

投資の基本方針

投資制限

(注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。

ファンド資産の管理の概要及びその報酬

ファンドの運用状況

(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の推移、配当(分配)状況)について記載する。

ファンドの経理状況

(注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。

別表第10 - 2

外国投資信託受益証券及び外国投資証券

1. 証券情報

ファンドの名称

ファンドの形態等

発行地

発行日

発行数及び発行総額

申込手数料

申込単位

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

日本以外の地域における販売

2. 発行者情報

ファンドに係る法制度の概要

ファンドの目的及び基本的性格

管理会社又は運用会社の自己資本の額

ファンドの関係法人の概要

(注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。

投資の基本方針

(注) 当該外国投資信託受益証券又は外国投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が、指数に連動するものである場合には、その旨及び当該指数の名称等を記載すること。

投資制限

(注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。

ファンド資産の管理の概要及びその報酬

ファンドの運用状況

(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の推移、配当(分配)状況)について記載する。

ファンドの経理状況

(注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。

別表第10 - 3

外国ETF

1. 証券情報

ファンドの名称

ファンドの形態等

発行地

発行日

発行数及び発行総額

売買単位

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

2. 発行者情報

ファンドに係る法制度の概要

ファンドの目的及び基本的性格

管理会社又は運用会社の自己資本の額

ファンドの関係法人の概要

(注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。

投資の基本方針

(注) 当該外国投資信託受益証券又は外国投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が連動する指数の名称等を記載すること。

に同様の内容を記載している場合は記載を省略することができる。

投資制限

(注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。

ファンド資産の管理の概要及びその報酬

ファンドの運用状況

(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の推移、配当(分配)状況)について記載する。

ファンドの経理状況

(注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。

別表第11

外国貸付債権信託受益証券

1．証券情報

証券の名称

信託受益証券の形態及び基本的仕組み等

発行総数及び発行総額

配当・利息金の支払方法及び償還の方法

発行価格

一単位の金額

発行日

償還日

トラスティー

引受人

支払代理人

登録・保管制度

主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

2．信託財産情報

資産（貸付債権）の内容及び性格

信託及び貸付債権に係る準拠法及び法制度並びに税制の概要

信託及び貸付債権の関係者

(注) 原保有者、委託者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。

原保有者の債権貸付事業の概要

信託財産の管理、運用方法の概要及びその報酬

信用補完の内容

信託財産の経理状況

a) 最近の計算書類

(注) 設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の信託財産の内容を記載すること。

b) 過去の計算期間毎の財産及びその運用状況

(注) 必要に応じ、信託財産設定以前の貸付債権ポートフォリオ及びその運用成績に

言及しても差し支えない。

別表第12

海外C D

1. 発行者情報

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

総資産額の世界順位

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

記名・無記名の別

発行地

預入日

発行単位

額面金額の総額

利率(割引率)・利払日

満期日

受託会社又は預託機関

バックアップライン又は保証に関する事項

格付及び格付機関

その他投資者にとって参考となる事項

別表第13

海外C P

1. 発行者情報

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

発行地

振出日

券面総額

引受人

利率・利払日

支払期日

バックアップライン又は保証に関する事項

格付及び格付機関

その他投資者にとって参考となる事項

別表第14

特別目的会社の海外CP(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第3号に規定する資産流動化証券に該当する海外CP)

1. 発行者情報

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

(注) 発行者、原保有者、管理資産の管理を行う者、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。

発行地

振出日

券面総額

引受人

利率・利払日
支払期日
バックアップライン又は保証に関する事項
格付及び格付機関
その他投資者にとって参考となる事項

3．管理資産及び関係者情報

管理資産の内容及び性格
管理資産に係る法制度の概要
管理資産の関係者

(注) 原所有者、管理資産の管理者、サービス及び信用補完者等の概要を記載すること。

原所有者の事業の概要
管理資産の管理の概要及びその報酬
信用補完の内容

(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

管理資産の経理状況

(注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。

別表第15

外国カバードワラント

1．発行者情報

(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行したカバードワラントについては発行者情報のうち ～ の記載を省略することができる。

会社名
本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

決算期
事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2．証券情報

証券の名称

発行地

発行日

発行価額の総額

オプションの内容

オプションの行使請求の方法・条件

決済の方法

取得格付

当該カバードワラントの発行の仕組み

上記以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

オプションの行使の対象が有価証券である場合は当該有価証券の発行者の企業情報

(注) 当該発行者が我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業である場合は、会社名、対象となる有価証券の種類及び会社の概要を記載のみでよいこととする。

当該カバードワラントに関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報

イ 当該指数等の情報の開示を必要とする理由及び当該指数等の内容

ロ 当該指数等の推移(直近5年間の年別最高・最低値及び直近6月間の月別最高・最低値を記載)

別表第16

外国預託証券

1. 原証券の発行者情報

(注) 原証券の発行者が発行した有価証券について我が国において開示が行われている場合には、原証券の発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。

会社名

本店所在地

(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。

決算期

事業内容

(注) 事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

発行地

配当金・基準日等

(注) 原証券の種類に合わせ、適宜記載内容を変更する。

(例) 原証券が債券である場合は利率・利払日を記載する。

権利の内容

権利行使請求の方法・条件

取得格付

(注) 原証券が債券である場合のみ記載する。

当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容

当該預託証券の発行の仕組み

上記以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

預託を受ける者の企業情報

(規則第4条第2項による告知書の参考様式)

告知書

平成 年 月 日

殿

〇〇証券株式会社
(金融商品仲介業者の氏名又は名称)

今般、当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う下記の外国証券については、金融商品取引法第4条第1項の規定による届出が行われておらず、また、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第78号)附則第4条第1項の規定により、貴殿に日本証券業協会の規則に定めるところにより当該外国証券の内容等を説明した文書が交付され、又は当該文書に記載すべき情報が提供されることが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。

記

受 注 銘 柄

受注数量又は受注金額

以上

(注) 「金融商品仲介業者の氏名又は名称」を連名で記載することについては、任意とする。

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成22年3月16日

(下線部分変更)

新	旧
第2章 投資勧誘及び顧客管理 (外国証券取引の取扱い) 第10条 協会員は、外国証券の取扱いに関し、金融商品仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。 1 (現行どおり) (削る) 2 外国証券を勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 金融商品仲介業者が、顧客に対し前号に規定する外国証券以外の外国証券について勧誘を行わずに、当該外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、次に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行うこと。 イ 従業員持株会制度を通じての継続的取得 ロ 合併等に伴う株券の交換 ハ 企業分割に伴い割り当てられる新会社株式の取得 ニ 現金配当・株式配当の選択権がある場合の株式配当の選択による株式の取得 (金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令附則第4条の規定に基づく経過措置の対象となる有価証券の取扱い) 第10条の2 協会員が、金融商品仲介業者に	第2章 投資勧誘及び顧客管理 (外国証券取引の取扱い) 第10条 協会員は、外国証券の取扱いに関し、金融商品仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。 1 (省略) 2 外国で既に発行された外国証券につき売出しに該当しない勧誘(以下「外国証券の少人数向け勧誘」という。)により売り付ける場合の取扱い 金融商品仲介業者が、顧客に対し外国証券の少人数向け勧誘を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、外国証券規則第10条第1項に規定する転売制限等告知書を交付すること。 イ 金商法による開示が行われている外国証券である場合 ロ 所属協会員における売付けの総額が1億円未満の場合 3 外国証券の少人数向け勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 金融商品仲介業者が、顧客に対し外国証券の少人数向け勧誘を行わずに、顧客の外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、第2号イ又はロに掲げる場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行うこと。 (外国証券取引の例外的取扱い) 第10条の2 (新設)

新	旧
<u>勧誘を行わせることができる金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 78 号。以下「整備府令」という。）附則第 4 条第 1 項の適用を受ける外国証券（以下「特定特例私売出し証券」という。）は、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」（以下「少人数向け勧誘対象海外発行証券規則」という。）第 3 条第 1 項の規定により所属協会員が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限るものとする。</u> <u>2 協会員が、金融商品仲介業者に特定特例私売出し証券の勧誘の取扱いをさせる場合は次の各号の取扱いとする。</u> 1 金融商品仲介業者は、<u>特定特例私売出し証券について、顧客に対し、勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」（以下「少人数向け勧誘対象海外発行証券規則」という。）第 4 条第 1 項に基づき所属協会員が作成したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。）を交付することにより、勧誘を行うことができるものとする。</u> 2 （現行どおり） （削 る） 3 金融商品仲介業者が、<u>協会員及び適格機関投資家を相手方として特定特例私売出し証券を勧誘する場合は、当該協会員及び適</u>	前条第 2 号の規定にかかわらず、協会員は、既に外国で発行された外国証券規則第 12 条第 1 項各号に掲げる外国証券（以下「特定外国証券」という。）につき売出しに該当しない勧誘（以下「特定外国証券の少人数向け勧誘」という。）の取扱いについて、<u>金融商品仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いをさせることができる。</u> 1 金融商品仲介業者が、顧客（適格機関投資家（金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する者（協会員を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に対し、<u>特定外国証券の少人数向け勧誘を行い、当該顧客に対し当該勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（外国証券規則第 11 条第 1 項に基づき所属協会員が作成したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。）を交付するとともに、所属協会員が、当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しないこと。</u> 2 （省 略） 3 金融商品仲介業者が、<u>適格機関投資家を相手方として特定外国証券の少人数向け勧誘をする場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該適格機関投資家の買付けに係る証券について所属協会員が保管の委託を受けるときには、当該適格機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しないこと。</u> 4 金融商品仲介業者が、<u>協会員を相手方として特定外国証券の少人数向け勧誘する場合は、当該協会員に対し転売制限等告知書</u>

新	旧
格機関投資家に対し外国証券内容説明書を交付することを要しないこと。 4 金融商品仲介業者が、顧客に対し特定特例私売出し証券の勧誘を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、<u>少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第5条各号に定めるところにより</u>取り扱うこと。 5 金融商品取引仲介業者が、特定特例私売出し証券の勧誘を行い、所属協会員が当該特定特例私売出し証券を顧客に売り付ける場合には、<u>少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第4条第3項に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、同規則第4条第2項に規定する告知書を交付すること。</u> 3 協会員が、金融商品仲介業者に勧誘を行わせることができる整備府令第4条第2項の適用対象となる有価証券（以下「特定特例外国証券売出し証券」という。）は、<u>少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第3条第2項の規定により所属協会員が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限るものとする。</u> 4 協会員が金融商品仲介業者に特定特例外国証券売出し証券の勧誘の取扱いをさせる際に、当該金融商品取引仲介業者が顧客（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第4号に定める適格機関投資家を除く。）に提供する情報（金商法第27条の32の2第1項に規定する情報をいう。）に記載する事項は、<u>所属協会員が少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第6条第2項に規定する事項とすることができる。</u>	の交付及び外国証券内容説明書を交付することを要しないこと。 5 金融商品仲介業者が、顧客に対し特定外国証券の少人数向け勧誘を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、<u>外国証券規則第12条第2項各号に定めるところに準じて</u>取り扱うこと。 （新 設） （新 設） （新 設）
（禁止行為） 第24条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 （ 現行どおり ） 5 6 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引（金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）を	（禁止行為） 第24条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 （ 現行どおり ） 5 6 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引（金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）を

新	旧
いう。以下同じ。)又は特定店頭デリバティブ取引(金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(金商法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するものを除く。))のうち、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭金融先物取引のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。)を行うこと 7 ゝ (現行どおり) 16 17 金融商品仲介行為につき、投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金商業等府令第65条第2号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。))、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものに該当するものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。))を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。	いう。以下同じ。)又は特定店頭デリバティブ取引(金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(金商法施行令第1条の8の4第1項第2号に該当するものを除く。))のうち、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭金融先物取引のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。)を行うこと 7 ゝ (現行どおり) 16 17 金融商品仲介行為につき、投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金商業等府令第65条第2号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。))、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものに該当するものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。))を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。
付 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。	

以 上

「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下線部分変更)

新	旧
第三者割当増資の取扱いに関する指針 (平成 22 年 4 月 1 日) 日本証券業協会 1. 会員は、上場銘柄の発行会社（外国会社を除く。）が我が国において第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する方法をいう。）により株式の発行（自己株式の処分を含む。以下同じ。）を行う場合には、当該発行会社に対して、次に定める内容に沿って行われるよう要請する。 (1) 払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。 (2) 株式の発行が会社法に基づき株主総会の特別決議を経て行われる場合は、本指針の適用は受けない。 2. 会員は、1. (1) のただし書により払込金額が決定されるときには、発行会社に対し、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を勘案しない理由及び払込金額を決定するための期間を採用した理由を適切に開示するよう要請する。	第三者割当増資等の取扱いに関する指針 (平成 18 年 5 月 1 日) 日本証券業協会 会員は、上場銘柄、登録銘柄及び店頭管理銘柄並びに外国の発行会社が本邦において特定の第三者に割り当てる会社法第 199 条第 1 項に規定する募集株式の発行等（以下、「第三者割当増資等」とします。）を行う場合には、当該第三者割当増資等が次に定める内容に沿って行われるよう要請する。また、当該第三者割当増資等の概要及び具体的な資金の使途を確認するよう努めるものとする。 1. 払込金額は、当該第三者割当増資等に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。 2. 会社法に基づき株主総会における特別決議を経て発行される場合は、1. の限りではない。 (新 設)

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下線部分変更)

新	旧
(店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘) 第 4 条 (現行どおり) 2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 1 (現行どおり) <u>2 投資勧誘が金商法第 2 条第 4 項第 2 号イに掲げる場合に該当するものである場合(投資勧誘がこれらに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。)の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家</u> 金商法施行令第 1 条の 7 の 4 に定める要件に合致すること。 <u>3</u> (現行どおり) <u>4 金商法第 2 条第 4 項に規定する売付け勧誘等の相手方である適格機関投資家が金商法施行令第 1 条の 7 の 4 に定める条件に合致することにより、金商法施行令第 1 条の 8 の人数の計算から当該適格機関投資家を除いた結果、当該売付け勧誘等が金商法第 2 条第 4 項第 2 号ハに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び売付け勧誘等がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家</u> 金商法施行令第 1 条の 7 の 4 に定める要件に合致すること。 <u>5 前 3 号に掲げる者以外の適格機関投資家</u> 当該店頭有価証券の取引所金融商品市場への上場、グリーンシート銘柄としての指定又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外の者に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。 イ (現行どおり) ロ (現行どおり) 3 前項第 5 号に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。	(店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘) 第 4 条 (省略) 2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 1 (省略) (新設) <u>2</u> (省略) (新設) <u>3 前 2 号に掲げる者以外の適格機関投資家</u> 当該店頭有価証券の取引所金融商品市場への上場又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。 イ (省略) ロ (省略) 3 前項第 3 号に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。

新	旧
(店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 6 条 協会員が募集、売出し(金商法第 13 条第 1 項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。)、私募若しくは私売出し(金商法第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券(グリーンシート銘柄及び第 2 条第 4 号ロ又は二に該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。)は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。 2 前項の譲渡制限は、当該店頭有価証券の取引所金融商品市場への上場、<u>グリーンシート銘柄としての指定又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで</u>、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。 1 取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭有価証券を譲渡する場合 2 その他社会通念上やむを得ないと認められる場合 3 (現行どおり)	(店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 6 条 協会員が募集、売出し(第 8 条に定める店頭取扱有価証券の投資勧誘に該当しない限りにおいて、売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。) 若しくは私募(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券(グリーンシート銘柄及び第 2 条第 4 号ロ又は二に該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。)は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。 2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券の取引所金融商品市場への上場又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。 1 取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭有価証券を譲渡する場合 2 その他社会通念上やむを得ないと認められる場合 3 (省 略)
(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 7 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 協会員は、第 6 条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。以下同じ。))を除く。以下この項及び次項において同じ。))に	(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略) 4 協会員は、第 6 条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。以下同じ。))を除く。以下この項及び次項において同じ。))に

新	旧
対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。 （上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘） 第 8 条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するもののうち、<u>金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付をしなければならない場合を除く。</u>以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、<u>第 5 条第 2 号イからホに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）</u>を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。 2 、 4 （ 現行どおり ） 付 則 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この改正の改正後の第 4 条第 2 項第 1 号及び第 4 号、第 6 条第 1 項並びに第 8 条第 1 項の規定は、施行日以後に開始する投資勧誘について適用し、施行日前に開始した投資勧誘については、なお従前の例による。	対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。 （上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘） 第 8 条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するものを除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、<u>第 5 条第 1 項第 2 号イからホに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）</u>を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。 2 、 4 （ 省 略 ）

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下線部分変更)

新	旧
(取引についての顧客への説明) 第 19 条 協会員は、グリーンシート銘柄等の取引を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下この条及び第 22 条において同じ。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に併せてグリーンシート銘柄等の性格、取引の仕組み、当該協会員におけるグリーンシート銘柄等の取引方法、グリーンシート銘柄等に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄等への投資に当たってのリスク等について記載した契約締結前交付書面（同項に規定する書面をいう。）を同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 (現行どおり) (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 21 条 (現行どおり) 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄等の募集、売出し、<u>私募若しくは私売出し（金商法第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 2 条第 4 号に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄等の証券情報を企業内容等の開示に関する内閣府令又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書（前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機</u>	(取引についての顧客への説明) 第 19 条 協会員は、グリーンシート銘柄等の取引を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下この条及び第 22 条において同じ。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に併せてグリーンシート銘柄等の性格、取引の仕組み、当該協会員におけるグリーンシート銘柄等の取引方法、グリーンシート銘柄等に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄等への投資に当たってのリスク等について記載した契約締結前交付書面（同項に規定する書面をいう。）を同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 (省 略) (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 21 条 (省 略) 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄等の募集、売出し（<u>売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。）又は私募（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 2 条第 4 号に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄等の証券情報を企業内容等の開示に関する内閣府令又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書（前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りでない。</u>

新	旧
関投資家に対する投資勧誘においては、この限りでない。 （制度負担金） 第 42 条 （ 現行どおり ） 2 前項ただし書の場合において、取扱会員（代表取扱会員を定めている場合においては、当該代表取扱会員）は、グリーンシート銘柄等の発行会社に対し、制度負担金を納入するよう責任を持って指導しなければならない。 付 則 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この改正の改正後の第 21 条第 2 項の規定は、施行日以後に開始する投資勧誘について適用し、施行日前に開始した投資勧誘については、なお従前の例による。	（制度負担金） 第 42 条 （ 省 略 ） 2 前項ただし書きの場合において、取扱会員（代表取扱会員を定めている場合においては、当該代表取扱会員）は、グリーンシート銘柄等の発行会社に対し、制度負担金を納入するよう責任を持って指導しなければならない。

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(株券等貸借取引に関する説明及び確認) 第 4 条 会員は、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の 2 第 5 項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び金商法第34条の 3 第 4 項（金商法第34条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定投資家とみなされる者をいう。以下同じ。）及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下「個人投資家等」という。）から株券等を借り入れる場合は、あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の各号に掲げる事項に関して説明しなければならない。 1 1 (現行どおり) 4 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	(株券等貸借取引に関する説明及び確認) 第 4 条 会員は、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の 2 第 5 項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び金商法第34条の 3 第 4 項（金商法第34条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定投資家とみなされる者をいう。以下同じ。）及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下「個人投資家等」という。）から株券等を借り入れる場合は、あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の各号に掲げる事項に関して説明しなければならない。 1 1 (省 略) 4 2 (省 略)

「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(売買契約の締結) 第 6 条 協会員は、選択権付債券売買取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」を締結するとともに、当該契約書を整理及び保管しなければならない。 2 (現行どおり) 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を要しない。 1 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 イ 特定投資家 (金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。以下同じ。) であること。 □ (現行どおり) 2 ・ (現行どおり) 3 4 ・ (現行どおり) 5 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	(売買契約の締結) 第 6 条 協会員は、選択権付債券売買取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」を締結するとともに、当該契約書を整理及び保管しなければならない。 2 (省 略) 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を要しない。 1 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 イ 特定投資家 (金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。以下同じ。) であること。 □ (省 略) 2 ・ (省 略) 3 4 ・ (省 略) 5

以 上

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(現先取引契約の締結等) 第 4 条 協会員は、現先取引を開始するときは、あらかじめ顧客との間において、「債券等の現先取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。) を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。 2 (現行どおり) 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、前項に定める個別取引明細書の交付を要しない。 1 顧客が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 イ 特定投資家 (金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。) であること。 ロ (現行どおり) 2 ・ (現行どおり) 3 4 ・ (現行どおり) 6 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	(現先取引契約の締結等) 第 4 条 協会員は、現先取引を開始するときは、あらかじめ顧客との間において、「債券等の現先取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。) を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。 2 (省 略) 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、前項に定める個別取引明細書の交付を要しない。 1 顧客が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 イ 特定投資家 (金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。) であること。 ロ (省 略) 2 ・ (省 略) 3 4 ・ (省 略) 6

以 上

「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(売買契約の締結) 第 3 条 協会員は、着地取引を行う場合には、顧客との間において、約定の都度、「債券等の着地取引に関する契約書」(以下「個別取引契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。 2 (現行どおり) 3 前 2 項にかかわらず、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。 1 顧客が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 イ 特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)であること。 □ (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 7 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	(売買契約の締結) 第 3 条 協会員は、着地取引を行う場合には、顧客との間において、約定の都度、「債券等の着地取引に関する契約書」(以下「個別取引契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。 2 (省 略) 3 前 2 項にかかわらず、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。 1 顧客が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 イ 特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)であること。 □ (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略) 4 (省 略) 7 (省 略)

以 上

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(債券貸借取引契約の締結) 第 5 条 協会員は、債券貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。 2 (現行どおり) 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。 1 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること イ 特定投資家(金商法第 2 条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の 3 第 4 項(同法第34条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であること。 □ (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 4 (現行どおり) 6 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	(債券貸借取引契約の締結) 第 5 条 協会員は、債券貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。 2 (省 略) 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。 1 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること イ 特定投資家(金商法第 2 条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の 3 第 4 項(同法第34条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であること。 □ (省 略) 2 (省 略) 3 4 (省 略) 6

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成22年3月16日

(下線部分変更)

新	旧
(顧客カードの整備等) 第5条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。))を除く。))について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。 1 ⋮ (現行どおり) 10 2・3 (現行どおり) (顧客からの確認書の徴求) 第8条 協会員は、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。))を除く。以下第10条において同じ。))と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。))又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするとき	(顧客カードの整備等) 第5条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。))を除く。))について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。 1 ⋮ (省 略) 10 2・3 (省 略) (顧客からの確認書の徴求) 第8条 協会員は、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。))を除く。以下第10条において同じ。))と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。))又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするとき

新	旧
は、顧客が当該契約に係る金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	は、顧客が当該契約に係る金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について

平成22年3月16日

(下線部分変更)

新	旧
(照合通知書による報告) 第9条 会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。 1 （ 現行どおり ） 2 以下に掲げる取引のある顧客 イ （ 現行どおり ） ロ 金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（イに掲げるもの、金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。以下同じ。）（以下「特定店頭デリバティブ取引」という。） 1年に2回以上 3 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） 4 会員は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）である場合であって、当該顧客からの第2項各号に掲げる金銭又は有価証券の直近の残高に関する照会に対	(照合通知書による報告) 第9条 会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。 1 （ 省 略 ） 2 以下に掲げる取引のある顧客 イ （ 省 略 ） ロ 金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（イに掲げるもの、金融商品取引法施行令第1条の8の4第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。以下同じ。）（以下「特定店頭デリバティブ取引」という。） 1年に2回以上 3 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） 4 会員は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）である場合であって、当該顧客からの第2項各号に掲げる金銭又は有価証券の直近の残高に関する照会に対

新	旧
して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。 5 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。 5 (省 略)

別紙 18

「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新				旧			
貸借対照表科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準 (現行どおり)				貸借対照表科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準 (省 略)			
流動資産				流動資産			
大科目	中科目	内容	備考	大科目	中科目	内容	備考
募集等払込金		発行会社等に支払う引受け、 <u>売出し</u> (有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。) 又は特定投資家向け売付け勧誘等及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る有価証券の申込証拠金又は払込金		募集等払込金		発行会社等に支払う引受け、 <u>売出し</u> 又は特定投資家向け売付け勧誘等及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る有価証券の申込証拠金又は払込金	

新				旧			
流動負債				流動負債			
大科目	中科目	内容	備考	大科目	中科目	内容	備考
預り金	顧客からの預り金	(現行どおり)	(現行どおり)	預り金	顧客からの預り金	(省 略)	(省 略)
	募集等受入金	顧客から受け入れた引受け、 <u>売出し(有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。)</u> 又は特定投資家向け売付け勧誘等及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る有価証券の申込証拠金又は払込金(投資信託の受益証券等の募集等に際し顧客から受け入れる手数料を含む。)			募集等受入金	顧客から受け入れた引受け、 <u>売出し</u> 又は特定投資家向け売付け勧誘等及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る有価証券の申込証拠金又は払込金(投資信託の受益証券等の募集等に際し顧客から受け入れる手数料を含む。)	
	その他の預り金	(現行どおり)			その他の預り金	(省 略)	

新				旧			
損益計算書科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準 (現行どおり)				損益計算書科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準 (省 略)			
営業収益				営業収益			
大科目	中科目	内容	備考	大科目	中科目	内容	備考
受入手数料	委 託 手 数 料	(現行どおり)	(現行どおり)	受入手数料	委 託 手 数 料	(省 略)	(省 略)
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	有価証券の引受け、 <u>売出し(有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。)</u> 又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料	(現行どおり)		引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	有価証券の引受け、 <u>売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料</u>	(省 略)
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧	(現行どおり)	(現行どおり)		募集・売出し・特定投資家向け売付け勧	(省 略)	(省 略)

新				旧			
	誘等の取扱手数料				誘等の取扱手数料		
	その他の受入手数料	(現行どおり)	(現行どおり)		その他の受入手数料	(省略)	(省略)
経理処理等 2. 引受け、<u>売出し</u>(有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。)又は特定投資家向け売付け勧誘等業務及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い業務に関する経理処理 (1) 「トレーディング商品」勘定計上額 引受ポジションは、次に定めるところに従い計上する。 イ 新規公開株式 (現行どおり) ロ イ以外の有価証券 募集価格から販売手数料を控除した額を単価として、これに販売分担額又は株数を乗じた額。ただし、下記(2)のロの<u>ただし書</u>により、引受手数料の全額を、条件決定日において収益として認識する場合には、募集価格を単価として計算する。 (注)「引受ポジション」には、引受契約の伴わない募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いについても、実質的				経理処理等 2. 引受け、<u>売出し</u>又は特定投資家向け売付け勧誘等業務及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い業務に関する経理処理 (1) 「トレーディング商品」勘定計上額 引受ポジションは、次に定めるところに従い計上する。 イ 新規公開株式 (省略) ロ イ以外の有価証券 募集価格から販売手数料を控除した額を単価として、これに販売分担額又は株数を乗じた額。ただし、下記(2)のロの<u>ただし書き</u>により、引受手数料の全額を、条件決定日において収益として認識する場合には、募集価格を単価として計算する。 (注)「引受ポジション」には、引受契約の伴わない募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いについても、実質的			

新	旧
に引受契約に係る引受ポジションと同等の取扱いが必要と認められるものについては、その発行会社等への発注日を条件決定日に置き換え、これを含めて認識することができる。 (2) 引受業務に係る「受入手数料」の計上額 (現行どおり) (3) 経理処理 イ 条件決定日における引受ポジションの処理 (現行どおり) ロ 募集等の申込を受けたとき <u>売出し(有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。)</u>又は特定投資家向け売付け勧誘等、募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い(以下「募集等」という。)に係る申込を受けたときは、次のとおり経理処理する。ただし、上記(2)の口の<u>ただし書</u>により、経理処理する場合には、当該販売手数料相当額に係る「未収収益」の計上は要しない。 (イ)~(ハ) (現行どおり) ハ~リ (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	に引受契約に係る引受ポジションと同等の取扱いが必要と認められるものについては、その発行会社等への発注日を条件決定日に置き換え、これを含めて認識することができる。 (2) 引受業務に係る「受入手数料」の計上額 (省 略) (3) 経理処理 イ 条件決定日における引受ポジションの処理 (省 略) ロ 募集等の申込を受けたとき <u>売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等、募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い</u>(以下「募集等」という。)に係る申込を受けたときは、次のとおり経理処理する。ただし、上記(2)の口の<u>ただし書</u>により、経理処理する場合には、当該販売手数料相当額に係る「未収収益」の計上は要しない。 (イ)~(ハ) (省 略) ハ~リ (省 略)

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成22年3月16日

(下線部分変更)

新	旧
(禁止行為) 第7条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第16条の5で定める取引を除く。以下次号及び第3号において同じ。)、有価証券関連デリバティブ取引(金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)をいう。以下同じ。))又は特定店頭デリバティブ取引(金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するものを除く。))のうち、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭金融先物取引のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。)につき、当該有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引(以下「有価証券等」という。)について顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は特	(禁止行為) 第7条 (省 略) 2 (省 略) 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第16条の5で定める取引を除く。以下次号及び第3号において同じ。)、有価証券関連デリバティブ取引(金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)をいう。以下同じ。))又は特定店頭デリバティブ取引(金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(金融商品取引法施行令第1条の8の4第1項第2号に該当するものを除く。))のうち、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭金融先物取引のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。)につき、当該有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引(以下「有価証券等」という。)について顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は特

新	旧
定店頭デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第3号において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 2 ゝ (現行どおり) 25 26 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第2号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。))投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。	定店頭デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第3号において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 2 ゝ (省 略) 25 26 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第2号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。))投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。

新	旧
付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	

「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日

(下線部分変更)

新	旧
(協会の内部審査等) 第 5 条 協会は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。 1 特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。))に対する広告等の表示 2 (現行どおり) 2 、 (現行どおり) 5 付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	(協会の内部審査等) 第 5 条 協会は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。 1 特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。))に対する広告等の表示 2 (省 略) 2 、 (省 略) 5

「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 2 2 年 3 月 16 日

(下線部分変更)

新	旧
別 紙	別 紙
第 2 条第 1 号二に掲げる方法を除く書面	第 2 条第 1 号二に掲げる方法を除く書面
1・2 (現行どおり)	1・2 (省 略)
3 「 <u>少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る「外国証券の取引に関する規則」の特例に関する規則</u> 」第 4 条第 2 項に規定する告知書	3 「 <u>外国証券の取引に関する規則</u> 」第 9 条第 1 項及び第 12 条に規定する転売制限等告知書
4	4
〃 (現行どおり)	〃 (省 略)
8	8
9 「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」(以下「選択権付債券売買取引規則」という。)第 6 条第 2 項 <u>ただし書</u> に規定する個別取引明細書	9 「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」(以下「選択権付債券売買取引規則」という。)第 6 条第 2 項 <u>ただし書き</u> に規定する個別取引明細書
10 (現行どおり)	10 (省 略)
11 選択権付債券売買取引規則第 11 条第 3 項 <u>ただし書</u> に規定する選択権付債券売買取引権利行使明細書	11 選択権付債券売買取引規則第 11 条第 3 項 <u>ただし書き</u> に規定する選択権付債券売買取引権利行使明細書
12 選択権付債券売買取引規則第 12 条第 2 項 <u>ただし書</u> に規定する選択権付債券売買取引相殺明細書	12 選択権付債券売買取引規則第 12 条第 2 項 <u>ただし書き</u> に規定する選択権付債券売買取引相殺明細書
13	13
〃 (現行どおり)	〃 (省 略)
17	17
18 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 5 条第 2 項 <u>ただし書</u> に規定する個別取引明細書	18 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 5 条第 2 項 <u>ただし書き</u> に規定する個別取引明細書

新	旧
付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	

金融商品取引法の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正等に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 22 年 3 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、金融商品取引法の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正等について、平成 22 年 2 月 10 日から 3 月 3 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（8 社 40 件）及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
「有価証券の引受け等に関する規則」			
1	第 2 条	同条で「目論見書」の定義を規定しておく必要があるのではないか。 理由：第 1 条で売出しについては、目論見書を作成するものが本規則の対象であるとされたが、新開示府令第 11 条の 2（目論見書の作成を要しない売出し）に該当した売出しを行う際に任意に作成された「目論見書」が金商法上の規制を受けるか否かを確認の上、このような「目論見書」を本規則の対象とするか否かを明確化する必要があると思われるため。	本規則において使用される用語のうち、原則、金融商品取引法において規定されている用語と同じ意味として用いている用語等については、規則上根拠条文を明記することなく使用しております。 したがって、「目論見書」につきましても、本規則において定義を行う必要は特段ないと考えます。 なお、行おうとする売出しが改正開示府令第 11 条の 2 の規定により作成を要しないとされるにもかかわらず作成される「目論見書」が任意と言えるものなのかどうか、また、金商法上の規制を受けるか否かといったことにつきましては、当方で回答しかねますことを、念のため申し添えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
2	第 31 条 第 1 項	「当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。」とされているが、「個人投資家等への広く公平な消化」は新規公開株式の場合を除いて不要と考える。 今回の法令改正により、売出しの範囲が拡大し、国内既上場株式についても取引所金融証券市場外で行われる買付勧誘はその多くが売出しとなる。本規則で対象とするのは、この売出しのうち「目論見書を作成するもの」に限定されているが、目論見書を作成するか否かは売出し玉の所有者の属性や安定操作取引の実施の有無によって規定されるだけであって、協会員が投資者に売りつける行為には大きな違いはない。 このとき、目論見書が作成されない売出しであれば、売りつける対象者は適格機関投資家であれ、個人投資家であれ売出し人の意向（安定株主作り、株主数の拡大等）等も勘案し、協会員が勧誘先の選定を行うのであり、必ずしも薄く広く行われるとは限らない。一方で目論見書を作成する売出しについては常に「個人投資家等への広く公平な消化」を強いるとなれば、売出し人の意向に添えないことも想定されるうえ、円滑な消化に支障をきたす可能性もある。 すでに協会員には様々な業態（機関投資家やハイネットワークのみを対象とする業者やインターネット専業等）が存在しており、一律に「個人投資家等への広く公平な消化」を求め	頂戴いたしました御意見につきましては、配分ルールの根幹にかかわる内容であり、議論されていない内容であることから、今回の改正には盛り込むことは馴染まないと考えます。 本意見については、今後売出しのみならず、募集の場合も含めた議論を行う必要があると考えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		るべきではないと考える。	
3	第 35 条	「保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっている」ことを、過去5年に遡ってどう確認するのか。確認できなかった場合の対応はどうしたらよいのか。 理由：割当先がファンド等の場合、解散等によって事実確認ができないケースも発生する。そもそも割当先は株主であって発行会社自身ではないため、発行会社や証券会社が過去の割当先の投資行動を確認できる場合ばかりとは考えにくい。	本規定は、会員が引受けを行う条件として、直前に行われた第三者割当増資等の割当先の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動について確認を行わなければならないこととしているものであり、発行会社に対する質問書等により5年前までの確認は可能と考えます。 なお、仮に当初の保有方針とその後の投資行動が異なっていたかどうか確認ができなかった場合については、「確認を行ったが割当先の保有状況が確認できなかった」旨上場発行者が公表するよう要請する必要があります。
4	第 36 条 第 1 項	「この規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合には、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる対応を講じるものとする。」とあるが、これは引受け時の審査等に対応するもの（引受け審査項目が別途示される前提）であり、第5章「公正な配分」には適用されないことを確認したい。今回の法令改正により、いわゆるブロックオファ等（取引所外で行われるもの）も売出しの一形態となり、その売出し玉を入手する行為は「引受け」となる。このような中、「広く公平」かつ「公正」な配分を行うことを規定するのは無理があると考え。引受け審査以外にも準用すべき部分があるのであれば、範囲を特定していただきたい。	本規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合において、引受会員が必要と認める措置を、個別事例に適切に判断いただき、講じていただくものと考えられることから、規則上、必要な措置の範囲の特定は行っておりません。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
5	第 36 条 第 1 項	「必要と認められる措置」とは、具体的にどのような行為を想定しているのか。 理由：例えば引受審査が必要となった場合、目論見書が存在せず、審査すべき開示書類が存在しないこととなる。「必要と認められる措置」について、ある程度の例示が欲しい。	
6	第 36 条 第 1 項	この規則の適用を受けない売出しとは具体的にはどのような場合を想定しているのか。 理由：新開示府令案第 11 条の 2 に規定された「目論見書の作成を要しない売出し」に該当するような売出しを指すとの理解でよいのか。 「必要と認められる措置」とは、たとえば、新開示府令案第 11 条の 2 に規定された「目論見書の作成を要しない売出し」に該当するような売出しのケースにおいて、任意で金商法の適用を受けない目論見書（金商法上では資料に該当か）が作成された場合における当該「目論見書」や資料についても本規則の趣旨（第 12 条 5 項、第 15 条、第 23 条等）を尊重すべきと言うことか。	本規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合において、引受会員が必要と認める措置を、個別事例に適切に判断いただき、講じていただくものと考えられることから、規則上、必要な措置の範囲の特定は行っておりません。 御指摘のとおり、第 36 条第 1 項に規定する、「この規則の適用を受けない売出し」とは、「目論見書の作成しない売出し」のことを指します。 また、新第 36 条第 1 項において既定する「必要と認められる措置」とは、本規則のうち、本規則の趣旨を尊重し、個別事例毎に実態に即して引受会員が必要と認める措置を講じていただくこととなります。
7	その他	今回の法令改正により「目論見書を作成・交付しない売出	「目論見書」以外の有価証券の募集又は売出しのためのそ

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		し（売出し期間を定めるもの）」（以下、当該売出しという）が存在することとなった。従来は、売出しにあたっては目論見書を用い、その他の販売用資料に関しては金融商品取引法第13条第5項の規定に基づいて虚偽や誤解を生じさせる表示のないもののみ使用可能であった。ただし、証券業協会の「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」ならびに「広告等に関する指針」によって株式等に関する広告は原則5銘柄以上の併記が求められていたために、事実上作成・使用できなかった。 今後当該売出しを行うに際して、「有価証券の引受け等に関する規則」または「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等に新たな規定を設けず、かつ「広告等に関する指針」が改正されない場合は、顧客向け案内資料（販売用資料）を使用することができなくなってしまう。 （なお、従前いわゆる墓石広告は販売用資料の例外として個別銘柄に関する資料であっても使用可能であったが、そもそも墓石広告は目論見書のありか（どこで入手できるか）を示す目的で作成されていたものであり、当該売出しではその目的も有しなくなってしまうため、これも使用できないと考えられる。） したがって、いずれかの規則の改正により、売出し条件や一定の企業情報等を示す資料の作成と使用を認める必要があると考える。	他資料につきましては、基本的に「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」及び「広告等に関する指針」の適用を受けることと考えられます。 なお、ご指摘の「広告等に関する指針」では、株式等に関する広告等において、いわゆる大量推奨販売や一律推奨販売に該当しないこととなるよう、原則5銘柄以上の併記を求めているものであります。今回のように目論見書を作成しない売出しにおいて、当該売出し銘柄に関する顧客向け販売資料を当該売出しのために作成・使用するのであれば、おのずと当該資料の作成・使用の目的がいわゆる大量推奨販売や一律推奨販売でないことは、明確であると考えられることから、当該指針の適用を受けるものではないと考えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」			
1	第1条	第1条には、「株券等を広い範囲の投資家へ円滑に消化することを図りつつ」とあり、第2条には「株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公正を旨とする配分を行うこととする。」とあるが、新規公開株式の場合を除き「広い範囲」や「不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ」の適用は除外すべきと考える。 (以下、「有価証券の引受け等に関する規則」第31条への意見と同趣旨) 今回の法令改正により、売出しの範囲が拡大し、国内既上場株式についても取引所金融証券市場外で行われる買付勧誘はその多くが売出しとなる。本規則で対象とするのは、この売出しのうち「目論見書を作成するもの」に限定されているが、目論見書を作成するか否かは売出し玉の所有者の属性や安定操作取引の実施の有無によって規定されるだけであって、協会員が投資者に売りつける行為には大きな違いはない。 このとき、目論見書が作成されない売出しであれば、売りつける対象者は適格機関投資家であれ、個人投資家であれ売出し人の意向(安定株主作り、株主数の拡大等)等も勘案し、協会員が勧誘先の選定を行うのであり、必ずしも薄く広く行われるとは限らない。一方で目論見書を作成する売出しにつ	頂戴いたしました御意見につきましては、配分ルールの根幹にかかわる内容であり、議論されていない内容であることから、今回の改正には盛り込むことは馴染まないと考えます。 本意見については、今後売出しのみならず、募集の場合も含めた議論を行う必要があると考えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		いては常に「不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ」を強いるとなれば、売出し人の意向に添えないことも想定されるうえ、円滑な消化に支障をきたす可能性もある。 すでに協会員には様々な業態（機関投資家やハイネットワースのみを対象とする業者やインターネット専業等）が存在しており、一律に「個人投資家等への広く公平な消化」を求めるべきではないと考える。	
「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」			
1	第2条	平成21年12月11日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリック・コメントの結果等について」において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等における取得条項の取扱いに係る考え方が示されている。 一方、「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」では取得条項の取扱いについて、Q&A（日証協（エ）19第55号）において、いわゆるスピード制限に関してのみ言及されている。 取得条項の行使により、取得の対価として株券が交付される場合で、当該株券の取引所金融商品市場における価格を基準として交付株数が決定する仕組みの取得条項は、第三者割当増資等の取扱いに関する規則2条2項の「MSCB等」の定義における行使価額の修正に該当しないと理解して良いか。	そのような理解で結構です。ただし、潜脱的な目的で行われるような場合は、本規則の適用を受ける場合があります。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
2	第3条	同条の「第三者割当増資等」は「第三者割当」に変更すべきである。 理由：第2条で「第三者割当等」とは「第三者割当の方法による募集又は売出し」と定義されているが、売出しには株主総会の特別決議は不要ではないか。	御指摘の趣旨も踏まえ、規定を修正いたします
3	第4条 第1項	「株券等を原資産とする有価証券を組成する場合」にはいわゆるCBリパッケージ債の発行も含まれるものと理解しておりますが、同様の経済的効果を持つ「株券等を担保資産とする金銭消費貸借契約を行う場合」も並べて記載すべきと思われます。 また、第2項の「前項の有価証券の組成」の部分も同様に「前項の有価証券の組成、金銭消費貸借契約」とすべきと思われます。	御意見を踏まえ、規定の修正を行います。なお、本規定は、組成される有価証券やローン契約の内容により、割当先の意志に関わらず割当てを受けた株券等の所有権が移転する場合があるなど、当該組成される有価証券等の内容を上場発行者が知らないで投資者に対して適切な開示を行えないような場合について、上場発行者に対して当該有価証券等の内容を説明するよう求めているものです。
4	第4条 第1項	「・・・当該第三者割当増資等と同時に発行される当該第三者割当増資等に係る株券等を原資産とする有価証券を組成する場合には・・・」とありますが、この場合の、「同時に発行される」が「当該第三者割当増資等に係る株券等」にかかるのか、「原資産とする有価証券」にかかるのかが不明瞭であるため、趣旨に鑑みて、「・・・	御意見を踏まえ、規定の修正を行います。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		当該第三者割当増資に係る株券を原資産とする有価証券を当該第三者割当増資等と同時に組成する場合には、・・・」とした方がよいのではないのでしょうか。	
5	第4条 第1項	本規制は、第三者割当増資と同時に組成される場合を対象とするもので、当該第三者割当増資の払込後に組成される場合は、適用されないという理解でよろしいでしょうか。	第三者割当増資等の払込後に組成されるものであっても、当該第三者割当増資等と並行して組成が計画されている場合は、本条の適用を受けることとなります。
6	第4条 第2項	会員が行なう通常のヘッジ取引については、対象外であることを明記していただきたい。	本規定は、第三者割当増資等の条件決定時においてデリバティブ取引その他の取引が既に行われている又は行われることがあらかじめ予定されており、デリバティブ取引その他の取引の条件と当該第三者割当増資等の条件が密接不可分な関係にある場合など当該デリバティブ取引等の内容を知らない投資者に対して適切な開示を行えないような場合について、上場発行者に対して当該デリバティブ取引その他の取引の内容を説明するよう求めているものです。（例えば、単にクレジット・リスクをヘッジする目的で行うようなデリバティブ取引等まで例外なく説明することを求めているものではありません。）
7	第4条 第2項	第三者割当を受ける際に、可能であろうヘッジ取引を基に条件提示・合意するのは一般的な行為であり、そのような取引を例外なく説明する必要はないと思います。説明が必要となる取引の範囲に関しては、かかる説明がないと発行体が市場に対して適切な開示を行えなくなる場合との理解でよろしいでしょうか。	
8	第6条	会員による確認の義務はどの程度まで要求されるのでしょうか。あるいは、確認の義務ではなく、買受け準備	第三者割当増資等の割当先の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動について確認を行わなけ

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		の過程で、偶発的に判明した場合のみを想定しているという理解でよいのでしょうか。	ればならないこととしているものであり、発行会社に対する質問書等により確認することが考えられます。
9	第6条	取引所に提出される確約書が2年間を対象としていること、あるいは参照方式の届出書の縦覧期間が1年間であることから、過去5年間についての検証が不可能な場合もあるが、その場合はやむをえないという理解でよいでしょうか。	本規定は、会員が買受けを行う条件として、直前に行われた第三者割当増資等の割当先の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動について確認を行わなければならないこととしているものであります。確認の方法について問うものではありませんが、発行会社に対して質問するなどにより5年前までの確認は可能と考えます。
10	第6条	期間5年について期間5年は長すぎるので、2または3年とすべき。現行引受規則第20条第3項において5年という期間が採用されていることが根拠にあると思われるが、この場合は、発行企業の行為であるため、過去5年まで遡ることにに関して支障はないと思われるが、本件に関しては、発行当事者の行為ではなく、第三者の行為に対するものである為、過去5年まで遡ることは、困難。例えば、ファンド等は、5年も経てば経営自体も大きく変わっている可能性も有り、確認できなくなる（確認を拒否される）可能性も想定される。また、確認できたとしても、それに対する信頼性には、大きな疑問が残る。有価証券届出書の開示期間は、5年という根拠もあるが、参照方式の場合は1年である。また、発行登録方式を使用した場合、発行登録書（追補含む）の開示期間は数ヶ月のケースもありえる。	なお、仮に当初の保有方針とその後の投資行動が異なっていたかどうか確認ができなかった場合については、「確認を行ったが割当先の保有状況が確認できなかった」旨上場発行者が公表するよう要請する必要があります。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
11	第6条	「保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっている」ことを、過去5年に遡ってどう確認するのか。確認できなかった場合の対応はどうしたらよいのか。 理由：割当先がファンド等の場合、解散等によって事実確認ができないケースも発生する。そもそも割当先は株主であって発行会社自身ではないため、発行会社や証券会社が過去の割当先の投資行動を確認できる場合ばかりとは考えにくい。	
12	第6条	・ 当該内容の公表について 公表方法はどのような手法を想定しているのか。東証における適時開示の適用となるのか。それとも発行企業のホームページ上で公表すれば、足りるのか不明確である。	このことは適時開示要件とはなりませんが、発行決議時の第三者割当増資等の開示資料に加えて、発表することを想定しています。
13	第6条	・ 公表時期について 「公表された後でなければ当該買受けを行なってはならない」とあるが、具体的な公表のタイミングは、新たに行なう第三者割当の発行決議のプレスリリースに記載すれば、割当期日より前に公表したという理解でよいのか。もし、そうでないのであれば、開示を発行決議プレスリリース公表のタイミングでの記載で足りることにすべき。	

項番	該当条文	コメント	考 え 方
14	第6条	・ 保有方針について 「保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっている」とあるが、その判断が難しい。長期保有と記載した場合、それは、具体的には、2年なのか5年とするのか？いずれにしても、長期保有の期間に対する考え方を示すべきである。	保有方針とその後の割当先の投資行動が異なっているかどうかの判断については、当該第三者割当増資等の目的に照らし、総合的に判断すべきであると考えます。
15	第6条	前回第三者割当増資後の割当先の保有状況について、既に、大量保有報告書の変更報告書等で公表されている場合は、ここでいう「当該内容が既に公表された」場合に該当するのでしょうか。	大量保有報告書で開示された保有株式の変動について、第三者割当増資等により割当を受けた株式の売却によるものかどうかは明らかにならないため、大量保有報告書による開示は「公表」とみなすことはできません。 また、当初の保有方針と異なるかどうかを確認するため、会員は、株主名簿等により割当先が保有しているかどうかを確認することができる発行会社に対し、割当先の保有状況を確認するよう要請する必要があります。そこで確認できた保有期間と当初の保有方針を照らして、異なると判断した場合には「確認した場合」として発行決議時の記者発表資料において開示していただく必要があります。
16	第6条	保有方針が長期とされているにもかかわらず、大量保有報告や割当先の適時開示などで短期での売却が確認された場合、当該売却の情報は「公表」されたと考えてもよろしいのでしょうか。それとも発行会社が別途公表する必要があるのでしょうか。かかる事例においても、最近売却された有価証券が第三者割当増資等で取得したものとは必ずしも断定できない場合もあり得ますが、「確認した場合」とは、客観的に明白な証跡がある場合に限り、単に推測ができるという程度では足りないという理解でよろしいのでしょうか。また、「直前に行われた」とは、買受けから5年間の間に行われた第三者割当増資が複数ある場合には、	大量保有報告書で開示された保有株式の変動について、第三者割当増資等により割当を受けた株式の売却によるものかどうかは明らかにならないため、大量保有報告書による開示は「公表」とみなすことはできません。 また、当初の保有方針と異なるかどうかを確認するため、会員は、株主名簿等により割当先が保有しているかどうかを確認することができる発行会社に対し、割当先の保有状況を確認するよう要請する必要があります。そこで確認できた保有期間と当初の保有方針を照らして、異なると判断した場合には「確認した場合」として発行決議時の記者発表資料において開示していただく必要があります。 なお、「直前に行われた」とは、本規則施行前2年以内（平成20年4月1日以降）に行われた第三者割当増資等であって、直近のもののみを指すという理解で結構です。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		直近のもののみを指すという理解でよろしいでしょうか。	
17	第 7 条 第 1 項	第 1 項については、第三者割当増資等が中止されることにより、上場発行者の資金調達に支障を来たし、上場発行者や株主に損害が生じる場合も有り得ますが、同条項に基づき買受けを行わなかったことにより会員が民事上の責任を負うものではないという理解でよろしいでしょうか。	民事上の責任の有無について協会として回答しかねますが、上場発行者との第三者割当増資等の買受けを行うに先立ち、あらかじめ本規定の趣旨を踏まえた契約を取り交わすなどの対応をしておく必要があると考えます。
18	第 7 条 第 2 項	第 2 項については、会員は、役員から特に第三者割当増資等に基づいて取引したものでない確認まで取らなければならないのでしょうか。インサイダー取引をしたのであれば当該役員が依然として第三者割当増資等を知らない場合も有り得るため、単に重要情報を保有して行ったものではない旨の確認を取るだけでは足りないのでしょうか。	御質問の趣旨からすれば、そのような理解で結構です。未公表の当該株券等の募集に基づいて行われた取引でない旨の確認を取ることで足ります。
19	第 16 条、 第 17 条	17 条において MSCB 等とみなされる取引に該当するものを会員以外のものが割当てを受ける場合においては、16 条に従って規則が適用されることを念のため確認したい。 (16 条と 17 条の関係の念のための確認)	そのような理解で結構です。
20	第 16 条 第 1 項	関係会社による第三者割当増資等の買受けの斡旋に該当する場合で、上場発行者と斡旋契約がある場合ではコンフリクトが生じる場合も考えられる(特に代行確認)ため、	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		この場合（上場発行者と斡旋契約がある場合）について除外規定等を設けていただきたい。	
21	第 16 条 第 2 項、 第 3 項	・ 現行案ですと、M&A を伴わず、かつ、会員が、非会員の買受け予定者のために斡旋するような場合にも、適用されてしまいます。そもそも M&A を伴う場合を一旦除外した趣旨は、会員が M&A に関して買受け側のアドバイザーとなった場合などは立場上、発行会社側に要請することが難しいという点にあったと理解しております。 M&A にかかる場合か否かというよりも、発行会社に対する立場によって切り分けた方がよいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
22	第 16 条 第 1 項	本条で言及されている M&A としての第三者割当増資を行う実施する場合、第 5 条第 1 項に記載されている「別に定める指針」が具体的に何を指しているか明確にすべきではないでしょうか。	御意見を踏まえ、修正いたします。
23	第 16 条 第 2 項	同条第 2 項の開示については、これまでも東証適時開示規則等に則り適切な開示をするのが慣行ですが、本条項の改正案はそれを確認的に記載しているのであって、取引所規則以上の追加的な義務を上場会社に（又はそれを要請する義務を証券会社に）課している訳ではないという理解で	そのような理解で結構です。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		宜しいでしょうか	
24	第 19 条	規則の適用除外の範囲を広げておくべきと考える。(例えば、デットエクイティスワップや破綻処理案件の場合において、関係会社やそれ以外が買受け先となりその斡旋を行なっている場合等現状想定していない取引が生じた場合に規則改正が必要とされないよう)	御意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。
「外国証券の取引に関する規則」			
1	第 2 条 第 1 項 第 15 号	日本国の加盟していない国際機関（例えば欧州投資銀行）が発行する債券は、金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券の内、同条第 1 項第 3 号の性質を有するものとして、「外国証券の取引に関する規則」第 2 条第 1 項第 15 号に規定する「外国国債等」に該当するという理解でよい。	当該債券が、金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券の内、同条第 1 項第 3 号の性質を有するものであれば、「外国国債等」に該当します。
2	第 6 条 第 4 項	当該規定では、「約款及び契約締結前交付書面において、当該協会員が取扱う外国証券のうち、金商法に基づく企業内容等の開示が行われていないものについて、開示が行われていない旨の記載がなされている」とされているが、約款又は契約締結前交付書面のどちらかに開示が行われていない旨が記載がされていれば当該規定の目的は達成できると思料するので、「約款及び契約締結前交付書面」と	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		の規定を「約款又は契約締結前交付書面」と修正していただきたい。	
3	第7条 第2項、 第3項	第7条第2項及び第3項に、「私売出しの勧誘」を行うことができる要件が規定されているが、当該規定は、金融商品取引法施行令第1条の8の3に規定されている要件に該当せず、さらに第1条の8の2及び第1条の8の4に規定されている場合に該当する外国証券を対象として、これらの要件や場合に上乗せし、さらに協会員に課せられる要件との理解で正しいか。この理解で正しければ、当該事項が明確になるよう規定を修正していただきたい。	「私売出し」については第7条第2項及び第3項の要件だけではなく、法令要件の適用も受けます。「私売出し」については、第7条第1項において「金商法第2条第4項第2号ロ及びハに該当するものをいう。」と規定しておりますので、現行の改正案においても、法令要件の適用を受けることが読めるものと考えます。
4	第7条 第3項	MTN プログラムが LDN（ロンドン）や LUX（ルクセンブルク）に上場されているケースについては第1号～第4号の全てを満たすものと考えてよいか。 [理由] 本項で規定されている第1号、第2号、第3号、第4号について、例えばプログラムが LDN や LUX に上場されているケースについては、それぞれの国の取引所の規則や制度に基づいてプログラムが成立し、開示制度も確立されていると考えられる。又、これらの取引所で行われる売買についてはユーロクリア等決済機関による決済のシステム及びルール等が確立されている。更に、当該	そのように考えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		それぞれの取引所の存在が監督官庁又は準ずるものに相当すると考えられる。 従って、本ケースにおいては、第1号、第2号、第3号、第4号を満たすと考えられる。	
5	第8条	第8条に「前条に規定する外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券以外」と規定されているが、当該「前条に規定する」とは、第7条第1項各号に規定されている外国証券を指すとの理解で正しいか。この理解で正しいければ、当該事項が明確になるよう規定を修正していただきたい。	「前条」とは、第7条第1項、第2項及び第3項を指します。ご意見を踏まえ、第7条第1項から第3項を指す旨が明確になるよう、規定を修正いたします。
6	第32条	第32条第2項、第3項及び第5項に、「取引を行う場合は」と規定されているが、当該規定では、事前の報告が義務付けされているとも解釈できるのではと思料する。事後の報告も認められていることが明確となるよう規定を修正いただきたい。	第2項及び第5項の報告については事前報告だけではなく事後報告も認められており、第3項の報告については事後報告ということになります。 ご意見を踏まえ、この点が明確になるよう、規定を修正いたします。
「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」			
1	1	指針は日本の会社法に基づく規制であり、海外企業の場合は自国の法律に基づき適法な発行が行われていれば十分と思います。従って、上場銘柄であっても、外国会社は指針の適用外となるという理解でよろしいでしょうか。	御意見を踏まえ、修正いたします。

項番	該当条文	コメント	考 え 方

以 上